

兵庫県内の一般社団法人と NPO 法人の比較報告

兵庫県内の一般社団法人と NPO 法人の実態調査アンケート

兵庫県社団法人・NPO 法人実態調査実行委員会

2019 年 3 月発行 |

目次

1. 調査の目的と手法.....	3
1.1. 調査目的.....	3
1.2. 調査手法および結果.....	3
1.3. 調査主体.....	4
2. 調査結果.....	5
2.1. 回答団体属性.....	5
住所地.....	5
法人格.....	6
回答者の役職.....	7
現在の活動状況.....	7
2.2. 基礎情報.....	8
会員の人数.....	8
社員の条件や資格.....	10
法人格取得年と活動開始年.....	11
法人格の選択理由.....	13
活動開始の経緯.....	14
2.3. 財政・ガバナンス.....	15
経常収入.....	15
経常支出.....	20
寄付金の受け入れ.....	23
情報公開.....	24
監査実施状況.....	25
2.4. 役員・スタッフ.....	26
役員数.....	26
有給職員.....	27
有給職員の募集方法.....	28
ボランティア.....	29
ボランティアの募集方法.....	30
2.5. 活動.....	31
事業活動分野.....	31

活動地域	32
事業内容	33
災害に対する支援活動	34
社会ニーズに対する考え方や姿勢	35
新規事業を始める際の重視点	36
他団体との関係性	37
2.6. 課題	39
NPO 法人	40
一般社団法人	41
3. 結論	43
3.1. 結論と今後の展望	43
3.2. 参考文献	44
4. 資料 調査票	45

1. 調査の目的と手法

1.1. 調査目的

市民活動（コミュニティビジネスやソーシャルビジネスなどの事業性があるものも含め）を展開するにあたって、従来はその法人格として NPO 法人や株式会社などの営利法人を選択することが多かった。しかし、昨今はそれらに加え、一般社団法人も選択肢のひとつとして検討される頻度が非常に高くなってきている。2018 年 8 月 16 日時点で、兵庫県内には一般社団法人が 1,774 件、NPO 法人が 2,219 件ある。2018 年に一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、一般法人法）は 10 年、特定非営利活動促進法は 20 年を迎えたことを考慮すると、これらの法人数の差は徐々に縮まっていくといえるだろう。

一般社団法人は市民活動を行うための選択肢のひとつとして検討されることもあれば、社団法人の公益性という特徴を生かした事業を展開していることもあるだろう。しかし、これらは憶測の域を出ておらず、現状では一般社団法人の実態は明らかではない。NPO 法人は所轄庁に対する事業報告書等の提出を通じて情報公開が行われているものの、一般社団法人はそのような義務を有していない。また、多くの中間支援組織は主に NPO 法人の支援を行っており、一般社団法人との関係性が強いとはいえない。

これらの状況を鑑みると、今後の市民活動を考える上で一般社団法人を理解することは必要条件となっている。ただし、一般社団法人は共益を目的とする法人格であるため、営利法人や組合の代わりに使っていたり、構成員の利益増進を主な目的としたり（例えば、職能団体など）する法人も多いと考えられる。当調査の主な目的は、NPO 法人を含めたサードセクターとしてこれから協働できる法人の把握とその実態調査である。一般社団法人全体を把握することを主な目的とはせず、サードセクターとして共に歩むことができる法人の把握に努めたい。

1.2. 調査手法および結果

当調査を実施するにあたり、兵庫県社団法人・NPO 法人実態調査実行委員会を組織した（構成員は調査主体の項目を参照）。当実行委員会は調査手法について議論するために、2018 年 7 月 19 日、8 月 29 日の 2 回に渡って会議を開催し、その後もメーリングリストで議論した。議論の結果、次の方法で調査を行った。

- 対象団体：兵庫県内における一般社団法人および NPO 法人の全数。2018 年 8 月 16 日時点で国税庁法人番号公表サイトに掲載されている兵庫県内に事務所がある一般社団法人（1,774 件）、2018 年 8 月 17 日時点で内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載されている兵庫県または神戸市が所轄庁である NPO 法人および認定 NPO 法人等（2,219 件）

- 調査手法：2018年11月に依頼文を郵送した。依頼文には、Webアンケートのホームページアドレスが掲載されており、対象者はパソコンやスマートフォンなどからWebアンケートにアクセスし、回答を行ってもらった。その後、回答を得られていない一般社団法人からランダムに1,000件を選び、2018年12月上旬に催促文を郵送した。

調査結果は次のとおりである。

- 送付数：3,993件（一般社団法人1,774件、NPO法人2,219件）。不達は415件であった。
- 催促数：1,000件（一般社団法人のみ）。不達は39件であった。
- 回答数：622件（回収率15.5%、不達を除くと17.3%）。Webアンケートを最後まで回答したものが477件、回答を途中でやめたものが145件あった。内訳は、一般社団法人243件（回収率13.6%）、NPO法人および認定NPO法人371件（回収率16.7%）、その他・不明8件であった。

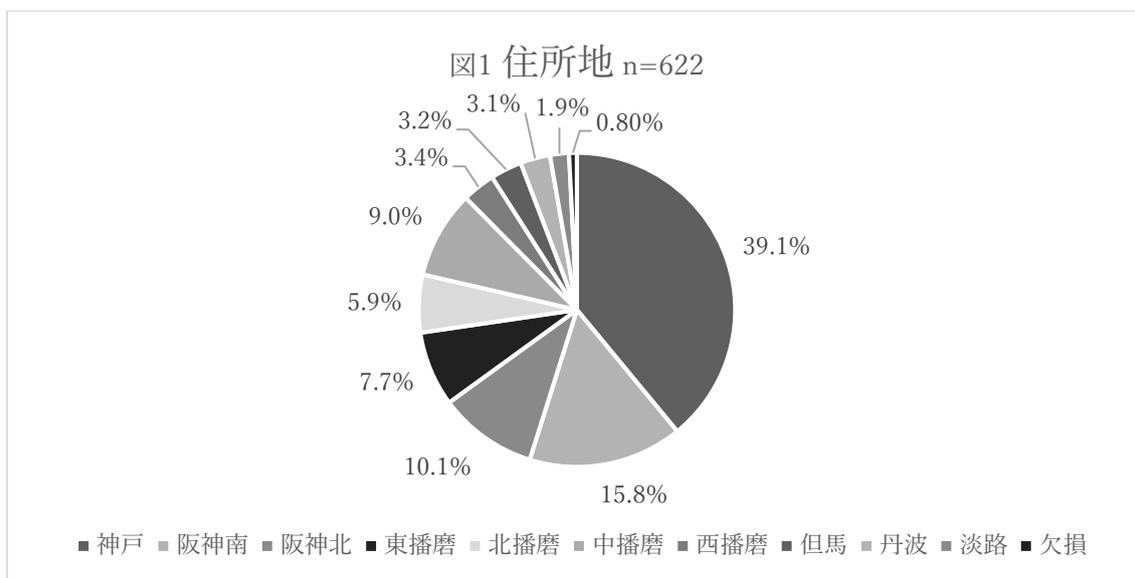
1.3. 調査主体

当調査は、兵庫県社団法人・NPO法人実態調査実行委員会が実施した。当実行委員会には、認定NPO法人コミュニティ・サポートセンター神戸、認定NPO法人市民活動センター神戸、NPO法人しゃらく、NPO法人場とつながりの研究センター、ひょうごボランティアプラザ、坂本治也（関西大学法学部教授）、兵庫県企画県民部県民生活課、神戸市市民参画推進局市民協働課で構成されている。

2. 調査結果

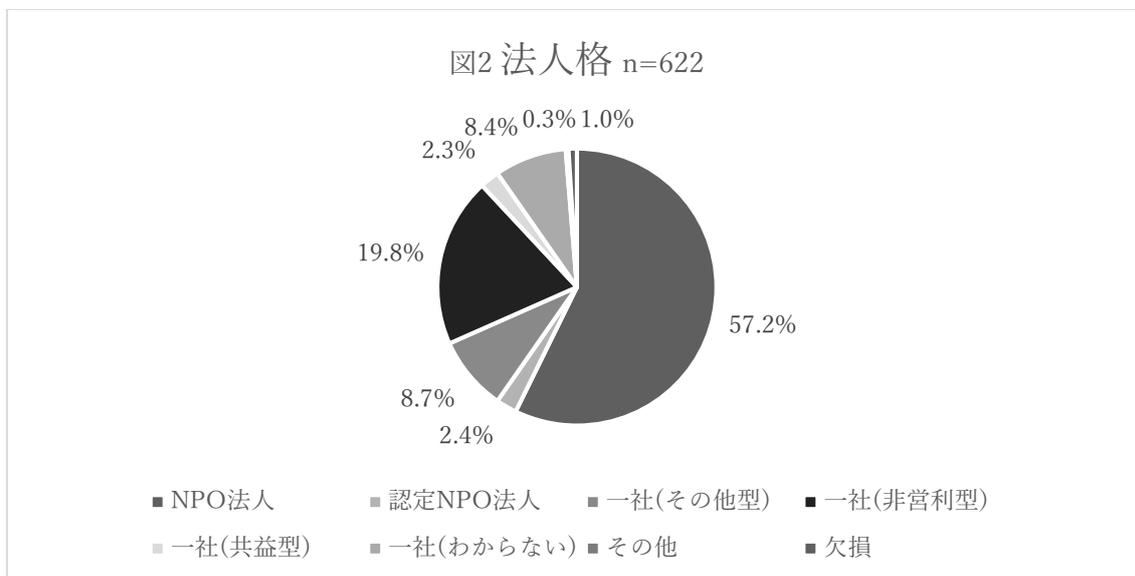
2.1. 回答団体属性

住所地



当調査では、問2で法人の住所を尋ねた。住所は、兵庫県の県民センターおよび県民局をもとに分類した。最も多かった回答は神戸市（39.1%）であり、次に阪神南（15.8%）、阪神北（10.1%）であった。兵庫県内におけるNPO法人（2018年9月30日現在）数は、神戸市が835法人、阪神南が336法人、阪神北が257法人であることから、おおよそ同じ傾向である。

法人格

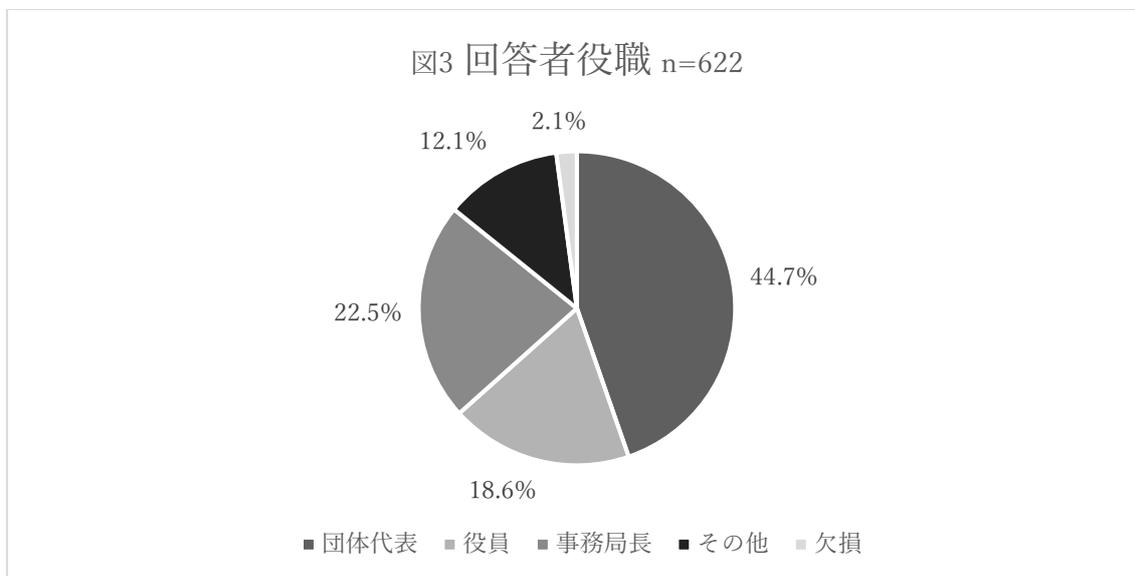


問3では、回答団体の法人格を尋ねた。NPO法人が57.2%と最も多く、一社（非営利型）が19.8%であり、一社（その他型）が8.7%、一社（共益型）が2.3%であった。また、認定NPO法人は2.4%であり、特例認定NPO法人からの回答は得られなかった。その他（0.3%）は、公益財団法人からの回答であった。

特筆すべきは、一社（わからない）が8.4%もあったことである。回答者が法人設立の経緯を知らなかった、一般社団法人を設立する際に検討されなかったなど複数の理由が考えられる。

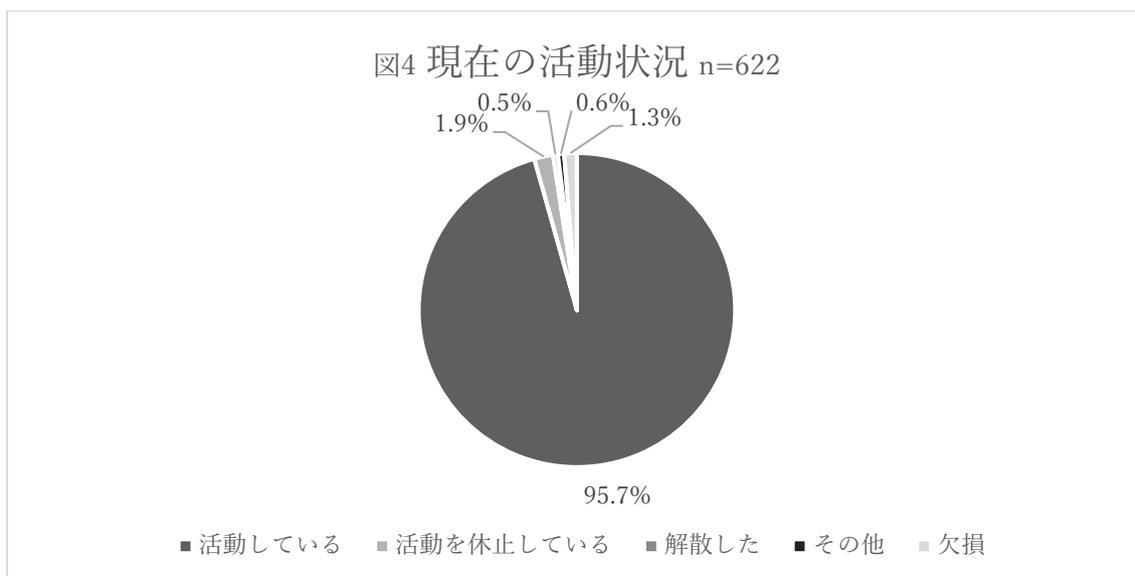
当調査では、NPO法人と認定NPO法人（合わせて59.6%）、一社（非営利型）と一社（共益型）（22.1%）、一社（その他型）（8.7%）でそれぞれの法人格による特徴があると仮説を立て、この3つの分類を元に分析する。

回答者の役職



問5では、アンケートを回答してくれた方の役職を確認した。アンケートの依頼文には、「当アンケートは、団体代表、役員、事務局長など団体の運営に中心的に関わる方がご回答ください」と記載している。団体代表が最も多く（44.7%）、次に事務局長（22.5%）、役員（18.6%）と続く。その他（12.1%）は、総務・会計担当、事務局次長、事務職員、サービス管理責任者などであった。

現在の活動状況



当調査は、国税庁法人番号公表サイトに掲載されている一般社団法人、内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載されている NPO 法人に対して実施した。それぞれのホームペー

ジでは最新のデータが掲載されているとは必ずしもいえないため、それぞれの法人の活動状況を問6で確認した。1.9%が活動を休止しており、0.5%が解散していた。その他(1.3%)のうち3法人が、活動の準備中だと回答した。

2.2. 基礎情報

以降の設問については、前節で記述したように、1. NPO 法人と認定 NPO 法人（以下、NPO 法人）、2. 一社（非営利型・共益型）、3. 一社（その他型）、4.一社（全部）に分類し、クロス集計を用いて記述する。4.一社（全部）とは、2. 一社（非営利型・共益型）、3. 一社（その他型）、一社（わからない）を合わせたものである。

会員の人数

表1 (単位：人)		NPO 法人	一社(非営利 型・共益型)	一社(その他型)	一社(全部)
社員（正会員）数	平均値	41.9	144.7	250.2	151.4
	中央値	14.0	12.0	3.0	6.0
その他の会員数	平均値	56.9	175.4	40.4	117.5
	中央値	10.0	5.0	1.0	4.0

問7では、社員（正会員）数とその他の会員数を尋ねた。社員は、NPO 法人が最低 10 人、一般社団法人は最低 2 人が法律上必要とされている。

NPO 法人の社員の平均値は 41.9 人、中央値は 14.0 人である。一社（全部）の平均値は 151.4 人、中央値は 6.0 人である。また、一社（非営利型・共益型）の平均値は 144.7 人、中央値は 12.0 人であり、一社（その他型）の平均値は 250.2 人、中央値は 3.0 人である。このことから、それぞれの法人格では規模が大きな法人が社員数の平均値を押し上げていることがわかる。

その他の会員数（NPO 法人は賛助会員が代表的である）では、NPO 法人の平均値が 56.9 人、中央値が 10.0 人、一社（全部）の平均値が 117.5 人、中央値が 4.0 人であることから、この傾向はその他の会員数でも変わらない。

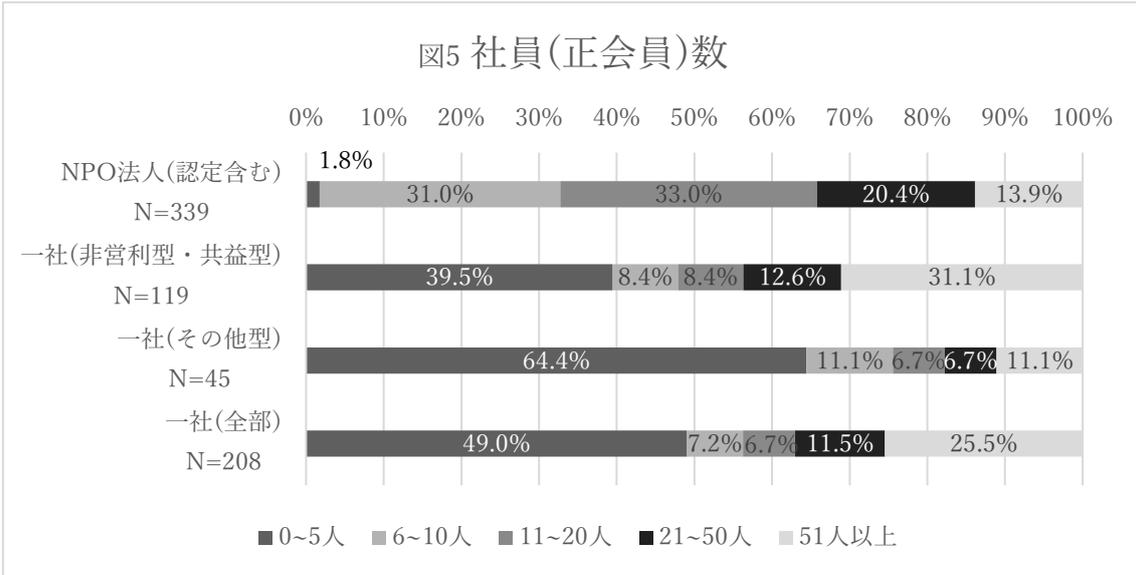


図5は、それぞれの法人格の社員数を階級で分類したものである。NPO法人は6~10人が31.0%、11~20人が33.0%でその大半を占める。一社(全部)は、0~5人が49.0%、51人以上が25.5%である。表1と合わせて考えると、一般社団法人のほうが法人ごとの会員数の差は大きいといえるだろう。

また、一社(非営利型・共益型)は0~5人が最も多いが(39.5%)、51人以上も31.1%ある。一社(その他型)は0~5人が最も多い(64.4%)という傾向は一社(非営利型・共益型)と同じではあるが、ほかの階級は満遍なく散らばっている。一社(非営利型・共益型)と一社(その他型)では、社員数の傾向はかなり異なることがわかる。

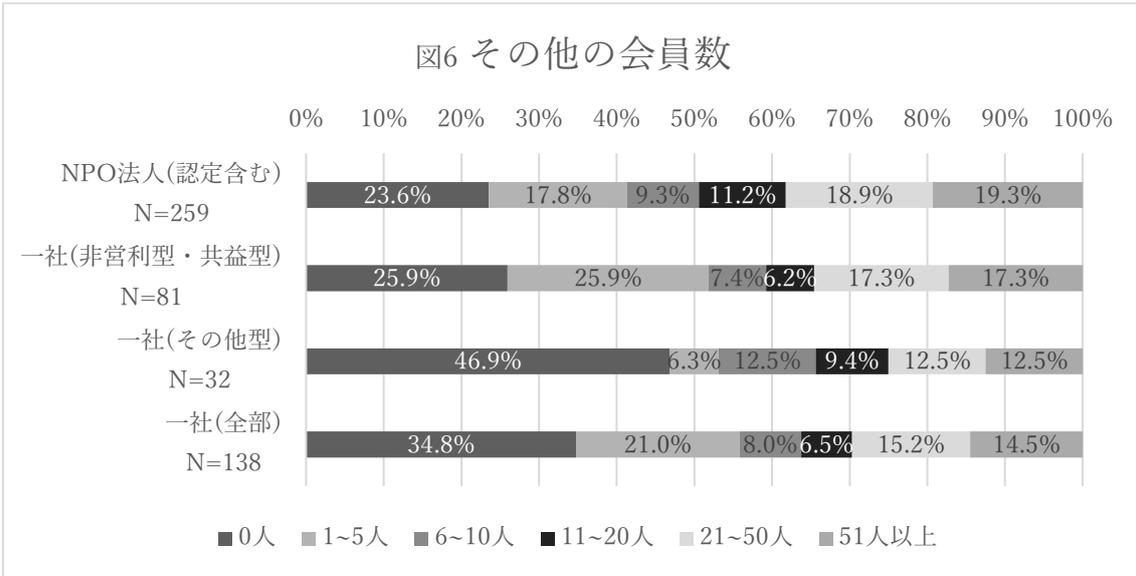
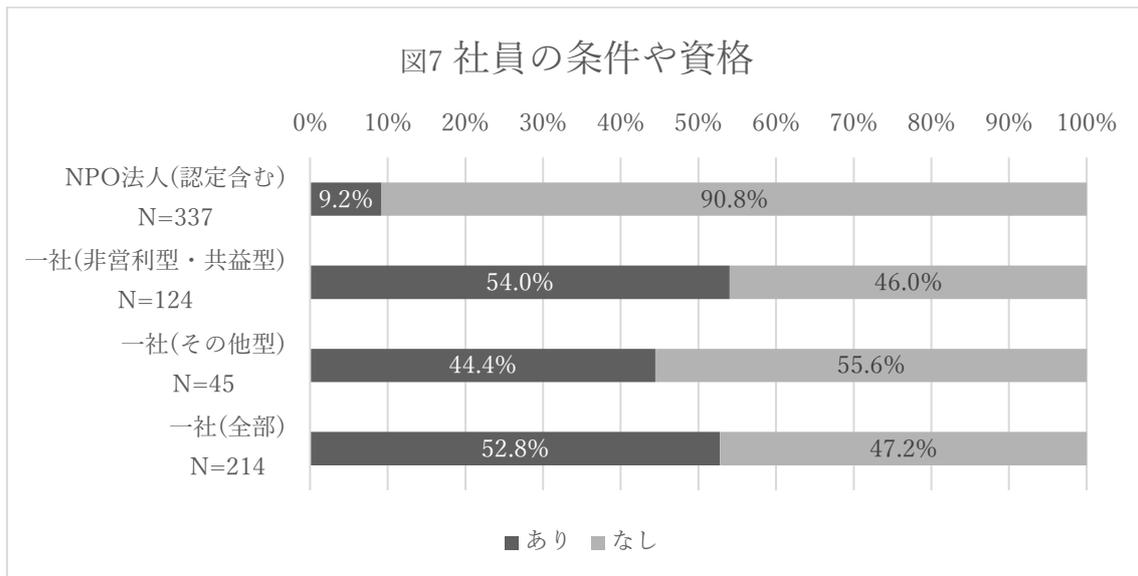


図6は、それぞれの法人格のその他の会員数を分類したものである。NPO法人は0人が最も多いが(23.6%)、21~50人が18.9%、51人以上が19.3%である。このような二

分化の傾向は一社（非営利型・共益型）も似ており、0人と回答する法人（25.9%）と、21～50人（17.3%）または51人以上（17.3%）と回答する法人で大きく括ることができる。一方、一社（その他型）は0人が最も多いものの（46.9%）、ほかは社員と同じく各階級に散らばっている。

社員の条件や資格



問8では、社員になるための条件や資格を答えてもらった。NPO法人は特定非営利活動促進法にて「社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと」と定められている。一般社団法人は社員の条件や資格を制約する定めはない。

NPO法人では、90.8%が条件や資格はないと回答している。一社（全部）では、ありが52.8%、なしが47.2%である。一社（非営利型・共益型）は、ありが54.0%、なしが46.0%であり、一社（その他型）は、ありが44.4%、なしが55.6%である。一社（非営利型・共益型）のほうが一社（その他型）よりも条件や資格を定めている。

問9では、社員の条件や資格がある場合の具体的な内容について尋ねた。NPO法人では、特定の資格を有すること、障害の当事者やその家族、特定の地域の居住者、理事会や総会での承認を必要とするなどの回答が上がった。また、一般社団法人では、特定の資格の保有者、特定の業界に属する者、法人や代表者の承認、活動実績、ほかの正会員からの推薦、年齢、特定の地域の居住者など、NPO法人に比べて多様な条件や資格を設けている。

法人格取得年と活動開始年

表2 (単位：年)		NPO 法人	一社(非営利 型・共益型)	一社(その他型)	一社(全部)
法人格取得年	平均値	2009.0	2008.6	2012.6	2008.2
	中央値	2009.0	2014.0	2016.0	2015.0
活動開始年	平均値	2003.3	1996.5	2002.4	1995.3
	中央値	2005.0	2008.5	2013.0	2011.0

問 10 では、それぞれの法人格の取得年と、活動開始年を尋ねた。特定非営利活動促進法は 1998 年、一般社団法人が生まれた一般法人法は 2008 年に施行された。

NPO 法人の法人格取得年は、平均値も中央値も 2009.0 年となった。一社（全部）は、平均値が 2008.2 年、中央値が 2015.0 年である。一社（非営利型・共益型）はそれぞれ 2008.6 年、2014.0 年であり、一社（その他型）は 2012.6 年、2016.0 年である。

活動開始年では、NPO 法人の平均値が 2003.3 年、2005.0 年である。一方、一社（全部）は 1995.3 年、2011.0 年である。一部の一般社団法人は旧公益法人制度から活動が続けているため、それが法人格取得年や活動開始年の平均値を引き下げる要因であろう。また、一社（非営利型・共益型）の平均値が 1996.5 年、中央値が 2008.5 年であり、一社（その他型）は 2002.4 年、2013.0 年であることから、一般法人法よりも前から活動する法人は一社（非営利型・共益型）に多くあるが、一社（その他型）にも少なからず存在することがわかる。

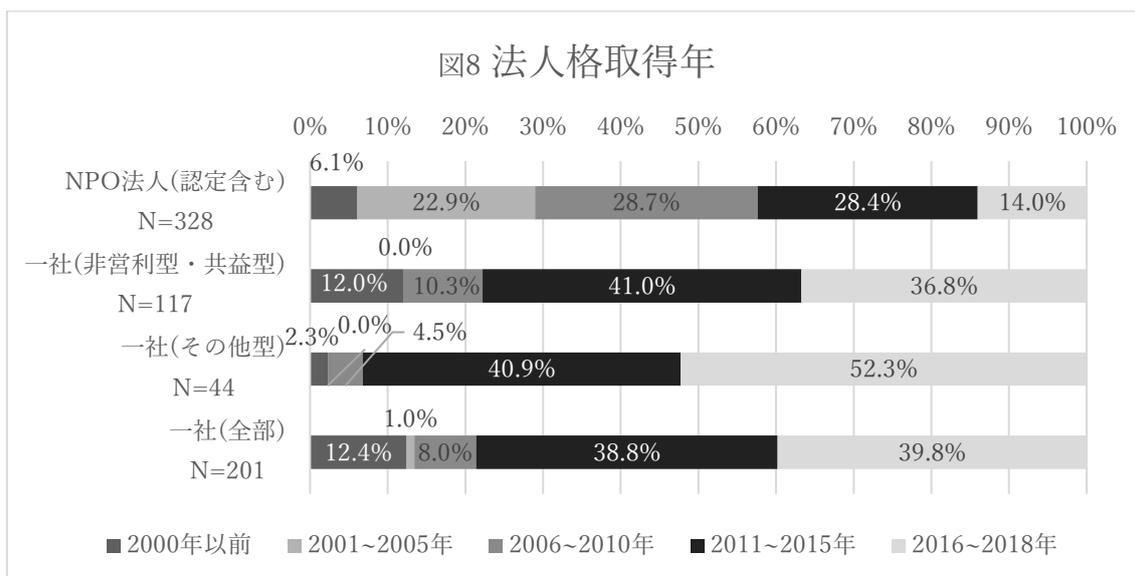


図 8 は、それぞれの法人格の法人格取得年を階級で分類したものである。NPO 法人はそれぞれの階級で散らばっている。一社（非営利型・共益型）は 2011 年以降に法人を設立したものが 77.8%であるが、一社（その他型）は 93.2%である。

図9 活動開始年



図9は活動開始年についてである。NPO法人は法人格取得年と同じくそれぞれの階級で分散している。一社（非営利型・共益型）の30.7%は1997年以前から活動を開始しており、一般法人法施行前から活動していたことがわかる。また、一般法人法施行後も活動を開始する法人が増えていることから、活動開始とともに法人を設立する傾向が読み取れる。一社（その他型）は、1997年以前が22.9%であるが、1998年から2007年は0.0%であり、2008年以降に急増する（77.1%）。つまり、一社（その他型）の中では、一般法人法施行前と後では、法人の特徴や出自が大きく異なる可能性がある。

法人格の選択理由

表 3	NPO 法人	一社(非営利 型・共益型)	一社(その他 型)	一社(全部)
法人格がほしかった	49.1%	46.0%	46.3%	46.5%
市民性をアピール	28.0%	9.5%	16.7%	11.5%
ビジネス性を強調	2.2%	1.5%	1.9%	2.1%
社会的信用が得られる	59.6%	48.9%	46.3%	46.5%
設立の手続きが簡便	5.9%	24.8%	18.5%	21.4%
設立費用が安価	10.8%	2.2%	13.0%	4.9%
社員 2 名で設立可	0.8%	13.9%	25.9%	17.7%
社員 10 名で設立可	7.5%	0.0%	0.0%	0.0%
公益法人を目指す	3.8%	10.9%	1.9%	7.0%
認定 NPO 法人を目指す	4.6%	1.5%	0.0%	0.8%
行政との関係を深めたい	26.4%	19.7%	14.8%	16.5%
企業との関係を深めたい	7.8%	7.3%	11.1%	7.8%
従来組織に問題があった	3.0%	0.7%	3.7%	1.2%
NPO は政治色が強く、避けたい	0.0%	0.7%	1.9%	0.8%
監督官庁がなく自由に経営ができる	0.5%	3.6%	3.7%	3.3%
情報公開の義務がほとんどない	0.8%	1.5%	3.7%	1.6%
行政からの要請があった	11.6%	7.3%	3.7%	5.3%
全国団体等からの要請があった	1.9%	7.3%	3.7%	6.2%

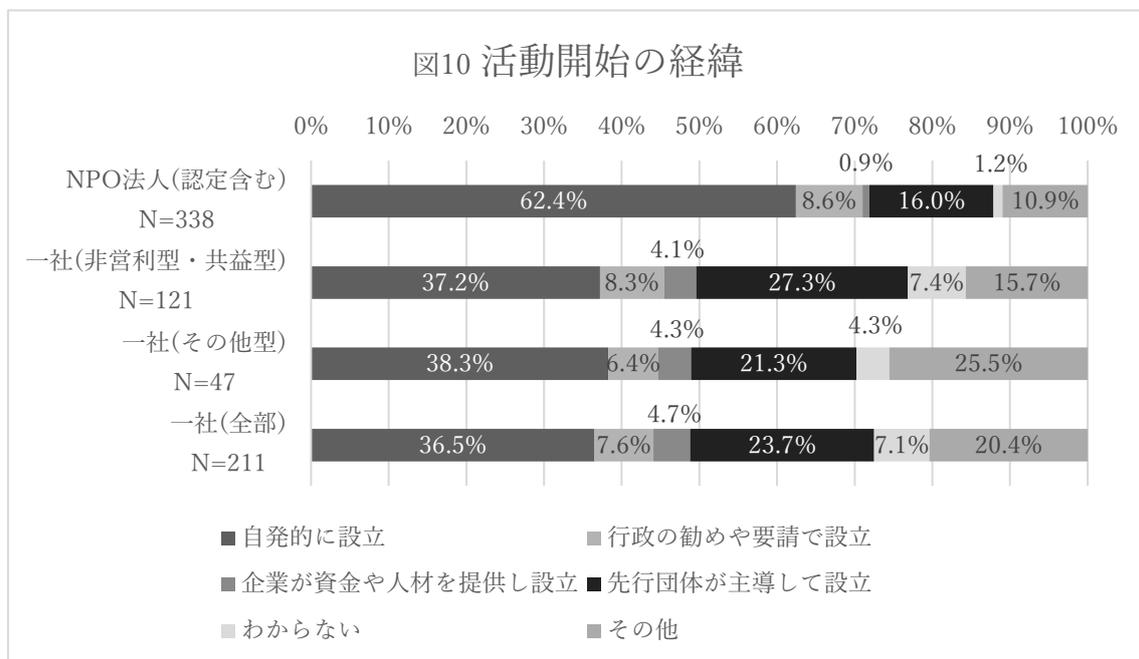
問 11 では、その法人格を選択した理由を複数回答で回答してもらった。NPO 法人は、「社会的信用が得られる」が 59.6%、「法人格がほしかった」が 49.1%、「市民性をアピール」が 28.0%、「行政との関係を深めたい」が 26.4%などである。一社（全部）は、「法人格がほしかった」と「社会的信用が得られる」がともに 46.5%、「設立の手続きが簡便」が 21.4%、「社員 2 名で設立可」が 17.7%、「行政との関係を深めたい」が 16.5%などである。それぞれの法人が法人格を必要とする主要な理由はそれほど変わらないといえる。しかし、NPO 法人は「市民性をアピール」が高いが、一般社団法人では回答率が低い。また、一般社団法人は「設立の手続きが簡便」が高く、NPO 法人は低いなどの違いはある。

一般社団法人間でも共通点と相違点があった。NPO 法人と比較すると一般社団法人の事務負担の少なさはよく指摘されることではあるが、「監督官庁がなく自由に経営ができる」や「情報公開の義務がほとんどない」を回答した一般社団法人は少なかった。一方、

「設立費用が安価」という回答は、NPO 法人が 10.8%、一社（非営利型・共益型）が 2.2%、一社（その他型）が 13.0%と、一般社団法人間でも 10%以上の差がある。一社（非営利型・共益型）が NPO 法人と比べて設立費用が安価ではないと考える一方で、一社（その他型）は NPO 法人や一般社団法人以外の法人格と比較しているため、「設立費用が安価」の回答が高くなったのではないかと考えられる。

当設問は、その他を回答した法人も多かった。NPO 法人では、事業委託や障害福祉サービス事業などにおける契約主体を目指した、ほかの法人格を選ばなかった、事業の継続性などが上がった。一般社団法人では、NPO 法人では見られなかった回答として、公益法人改革に伴う移行として一般社団法人を選択したという回答があった。

活動開始の経緯



問 12 では、活動開始の経緯について答えてもらった。NPO 法人は「自発的に設立」が最も多い（62.4%）。一社（全部）は「自発的に設立」が最も多い（36.5%）ものの、「先行団体が主導して設立」の割合が NPO 法人よりも高い（23.7%）。また、「企業が資金や人材を提供し設立」の回答も NPO 法人よりも多い（4.7%）。

その他では、NPO 法人も一般社団法人も、選択肢による回答では活動開始の経緯を説明できないという思いからか、それぞれの設立経緯を説明する回答が目立った。

2.3. 財政・ガバナンス

経常収入

表4 (単位：万円)		NPO 法人	一社(非営利 型・共益型)	一社 (その他型)	一社(全部)
総収入	平均値	2859.3	3572.0	3713.3	3385.8
	中央値	978.0	935.5	385.0	723.0
会費	平均値	39.8	421.5	318.0	404.2
	中央値	9.0	44.0	2.0	21.0
寄付金	平均値	48.1	93.9	30.9	68.0
	中央値	2.0	0.0	0.0	0.0
事業収入	平均値	2420.0	2572.7	3186.7	2578.9
	中央値	452.0	135.0	273.5	239.0
助成金・補助金	平均値	413.6	653.8	523.9	562.6
	中央値	40.0	5.0	0.0	0.0
行政から得た事業収入、助成金・補助金	平均値	1872.6	1537.7	569.8	1256.3
	中央値	71.5	0.0	0.0	0.0

問13および問14では、直近の決算におけるそれぞれの法人の総収入や内訳、行政から得た事業収入、助成金・補助金を尋ねた。NPO法人も一般社団法人も、総収入の平均値と中央値に大きな差があることから、規模が大きな法人が平均値を押し上げていることがわかる。

一般社団法人の会費による収入は平均値も中央値もNPO法人よりも多い。一方、寄付金については、NPO法人の中央値は2.0万円であるが、一般社団法人は0.0万円である。NPO法人と一般社団法人では、会費と寄付金の取り組みの違いがある。ただし、すべての法人格で、事業収入は収入の柱に位置づけられているといえる。

助成金や補助金については、NPO法人の中央値は40.0万円であるが、一社（非営利型・共益型）は5.0万円、一社（その他型）は0.0万円である。また、行政から得た事業収入、助成金・補助金は、NPO法人の中央値が71.5万円、一般社団法人が0.0万円である。一般社団法人に比べて、NPO法人の方が財源の多様化や行政との協働に注力しているとも考えられる。

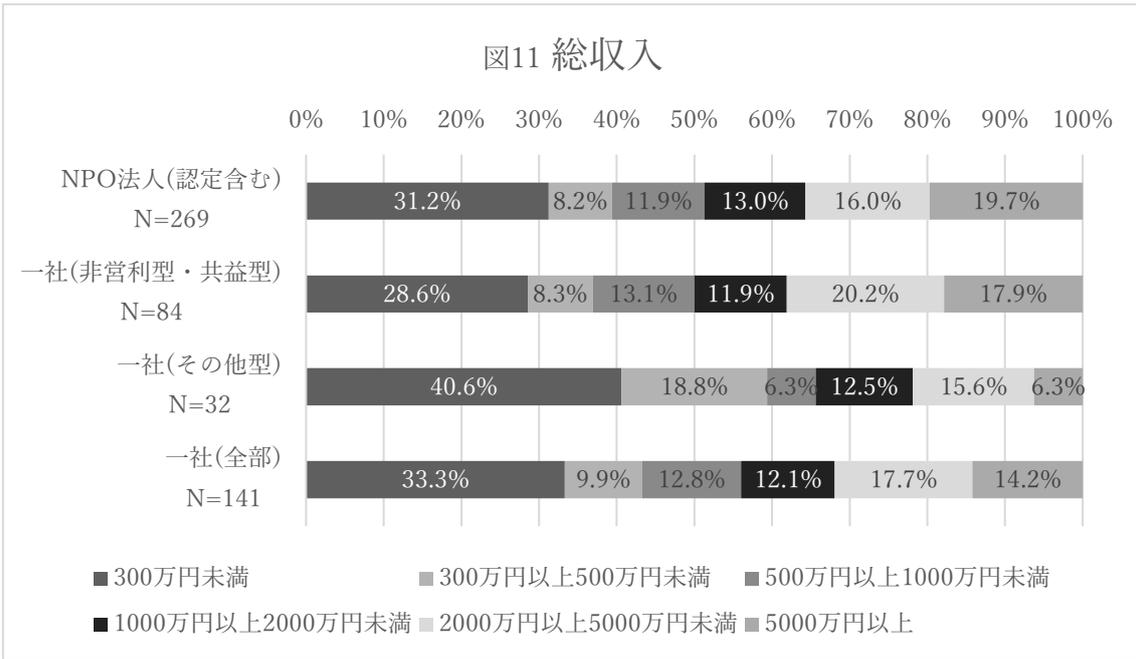


図 11 はそれぞれの法人格の総収入を分類している。NPO 法人と一社（非営利型・共益型）は、300 万円未満という小規模な法人がそれぞれ 31.2%、28.6%ある一方で、2,000 万円以上というある程度の規模を持つ法人が、35.7%、38.1%になっている。一社（その他型）は 300 万円未満が 40.6%で、それ以上の階級は分散している。

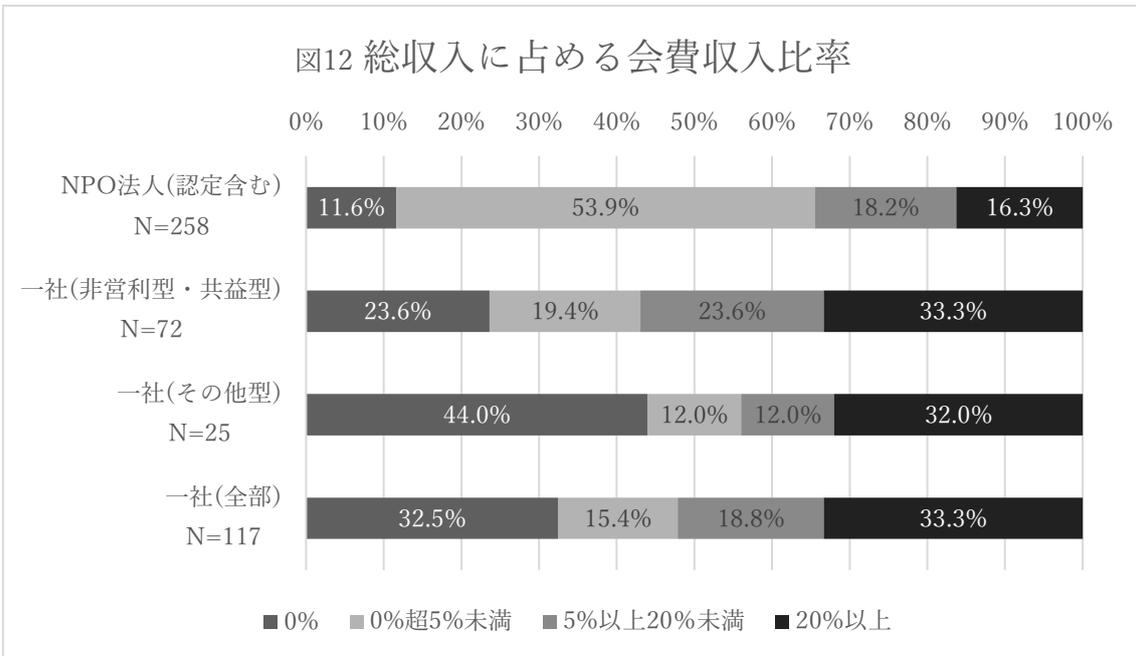


図 12 は、総収入に占める会費収入の比率である。NPO 法人は「0%超 5%未満」が 53.9%と最も多い。一社（非営利型・共益型）は「20%以上」が最も多く（32.3%）、「0%」や「5%以上 20%未満」も 23.6%ずつある。一社（その他型）は「0%」が 44.0%であるが、「20%以上」も 32.0%ある。このことから、一般社団法人は NPO 法人に比べて、会費が法人の収入基盤のひとつになっているといえる。

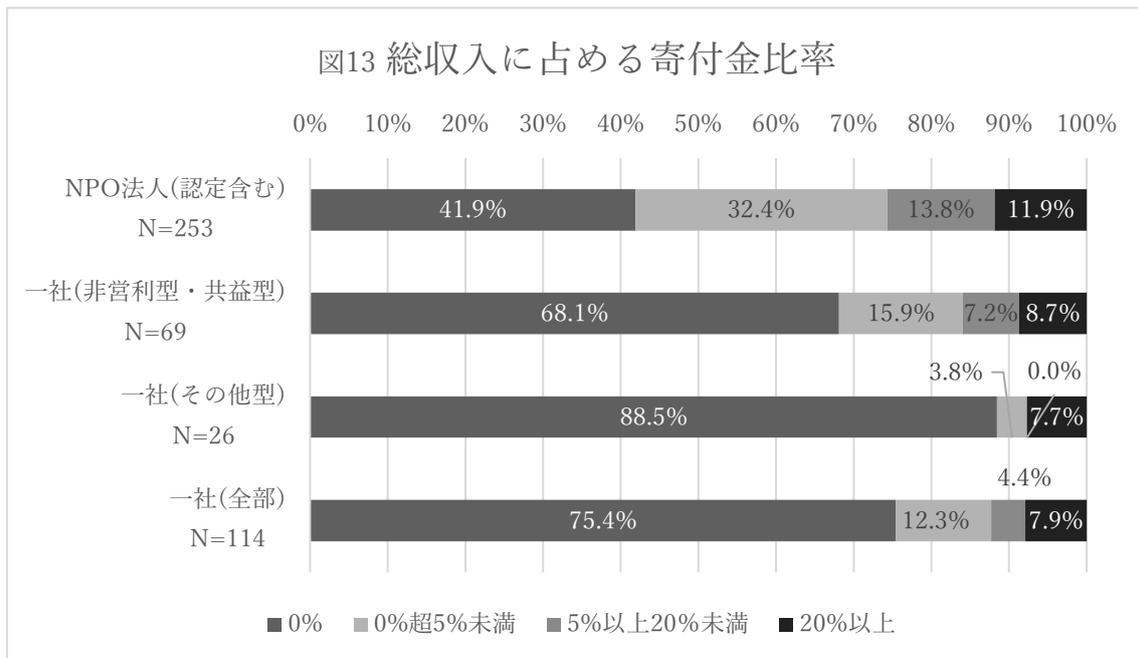


図 13 は、総収入に占める寄付金収入の比率である。NPO 法人は「0%」が 41.9%である。また、一社（非営利型・共益型）は 68.1%、一社（その他型）は 88.5%が同じく 0%である。それぞれの法人で、「20%以上」と回答した法人は 10%前後であり、寄付金が収入の基盤になっている法人は非常に少ない。

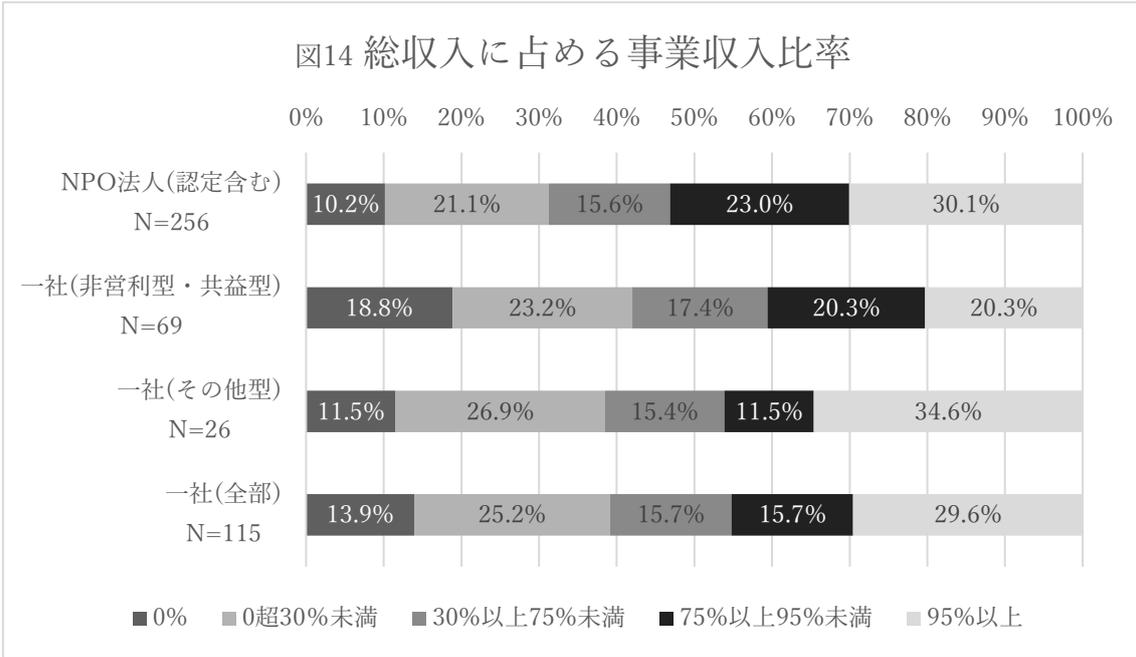


図 14 は、総収入に占める事業収入の比率である。一社（その他型）は 34.6%が「95%以上」と回答しており、NPO 法人は 30.1%、一社（非営利型・共益型）は 20.3%である。

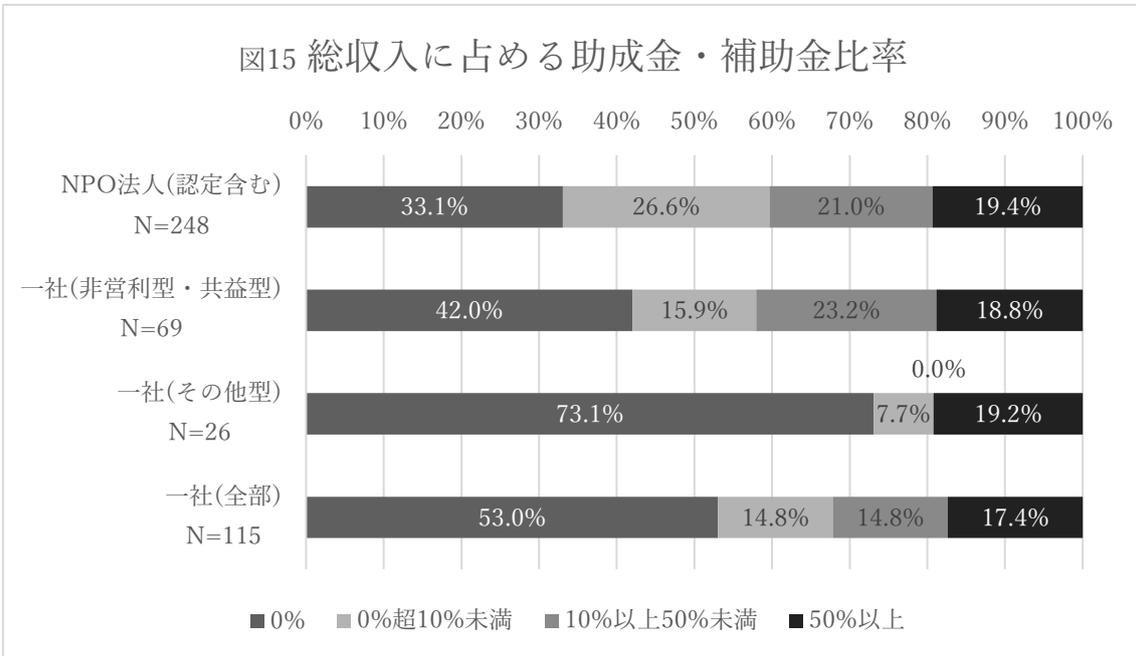


図 15 は、総収入に占める助成金・補助金の比率である。NPO 法人で助成金や補助金が「0%」と回答した法人は 33.1%であるが、一社（非営利型・共益型）は 42.0%、一社

(その他型)は73.1%にもものぼる。一方で、それぞれの法人の20%弱が、総収入のうち「50%以上」が助成金や補助金であると回答しているため、助成金や補助金を利用する法人と利用しない法人に大きく分かれている。

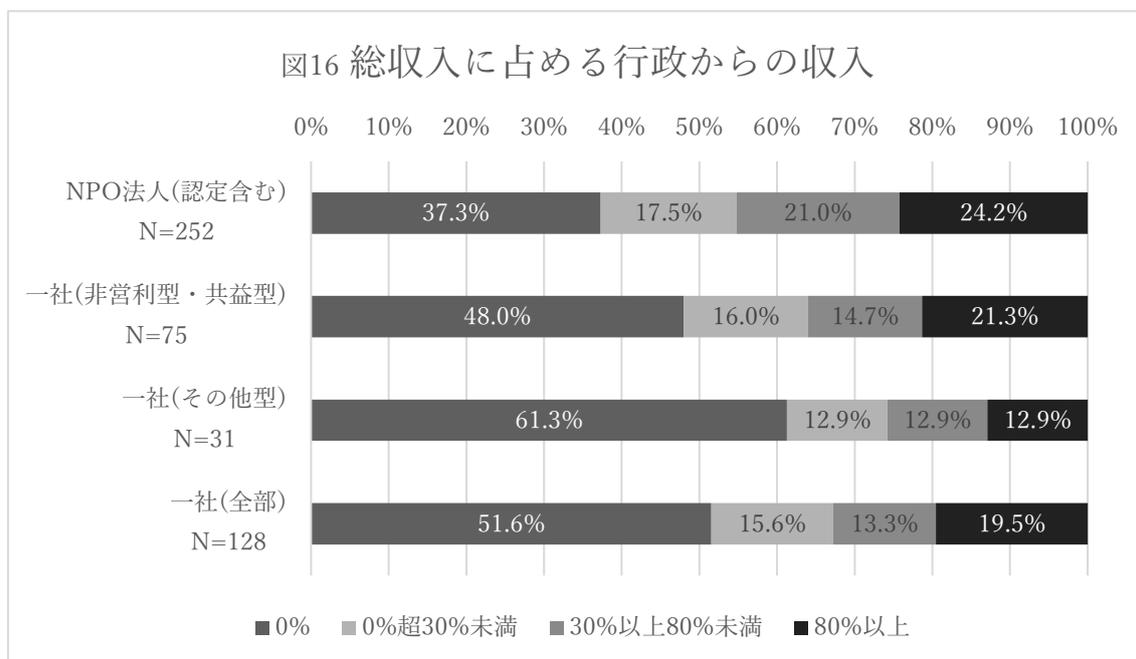


図16は、総収入に占める行政からの収入(事業収入、助成金・補助金)の比率である。助成金や補助金と同じく、それぞれの法人で「0%」と「80%以上」で大きく分かれている。その中でも、一社(その他型)は「0%」が61.3%と、行政からの収入は少ないといえる。

経常支出

表 5 (単位：万円)		NPO 法人	一社(非営利型・共益型)	一社(その他型)	一社(全部)
総支出	平均値	2861.0	3901.7	4105.9	3719.5
	中央値	945.5	1127.0	360.0	923.0
人件費	平均値	1634.2	1545.2	801.2	1387.2
	中央値	368.0	181.0	139.0	170.0
事業費	平均値	1062.7	2044.9	434.7	1503.5
	中央値	325.0	240.5	132.0	241.0
管理費	平均値	220.7	454.8	326.4	457.9
	中央値	50.0	137.5	51.0	121.0

問 15 では、総支出、総支出のうちの人件費、事業費、管理費を尋ねた。アンケートには、「人件費はスタッフや職員に支払った給与や社会保険料など、事業費は個別の事業に関わる費用、管理費は事業費以外の費用」という説明を加えた。それぞれの法人格で平均値と中央値に大きな差があるという傾向は収入と同じである。つまり、一部の規模の大きな法人が平均値を上げていることが予測できる。

ただし、一社（全部）の総支出の中央値は 923.0 万円であるが、一社（非営利型・共益型）は 1127.0 万円、一社（その他型）は 360.0 万円と大きな開きがある。多くの一社（その他型）は一社（非営利型・共益型）に比べて小規模な法人であるといえる。

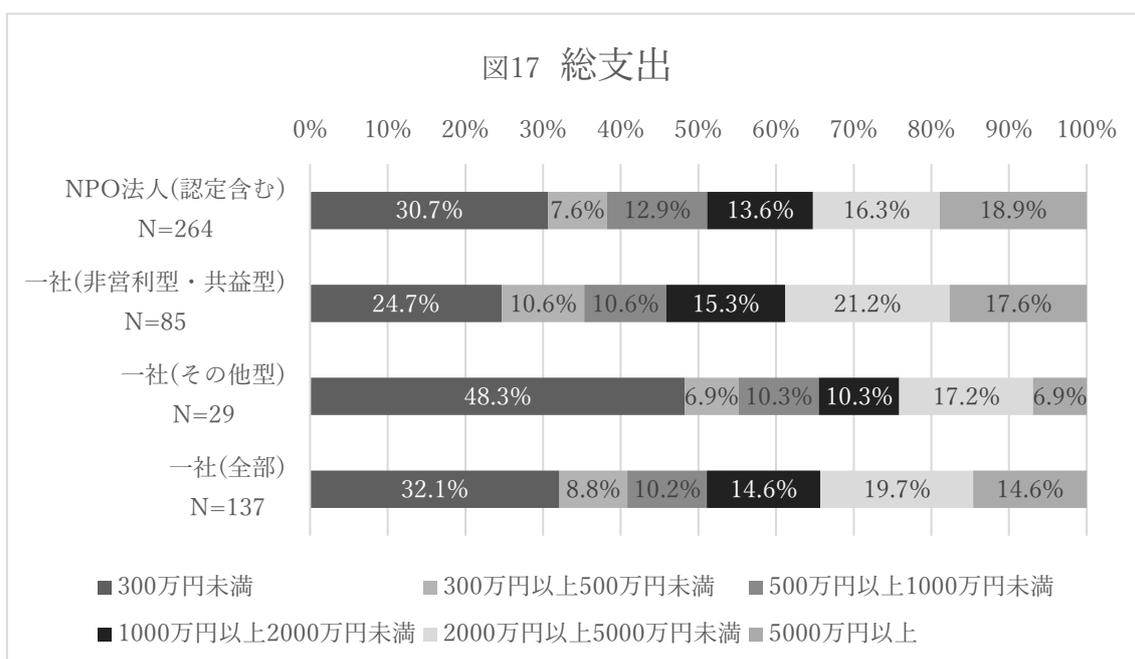


図 17 はそれぞれの法人格の総支出を分類している。NPO 法人、一社（全部）、一社（非営利型・共益型）は散らばりが似ている。しかし、一社（その他型）は「300 万円未満」が 48.3%であり、ほかの法人格と比べると 10%以上の差がある。また、「5000 万円以上」は 6.9%しかない。

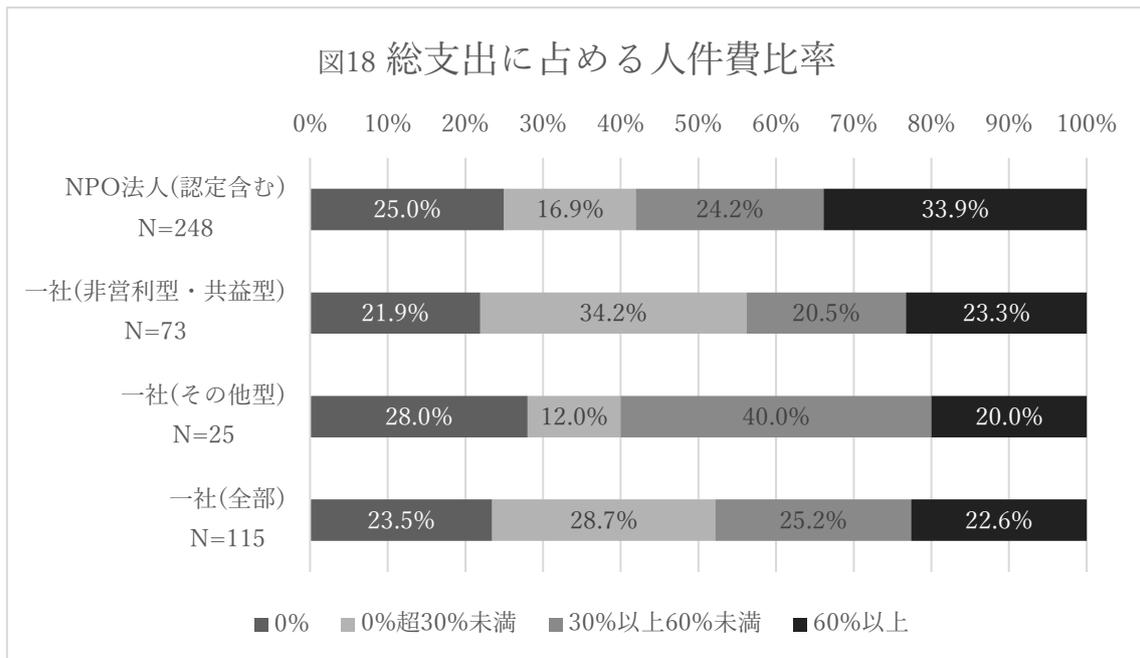


図 18 は、総支出に占める人件費の比率である。「0%」はそれぞれの法人で 20%から 30%あり、これらの法人はボランティアのみで運営されていると予想できる。

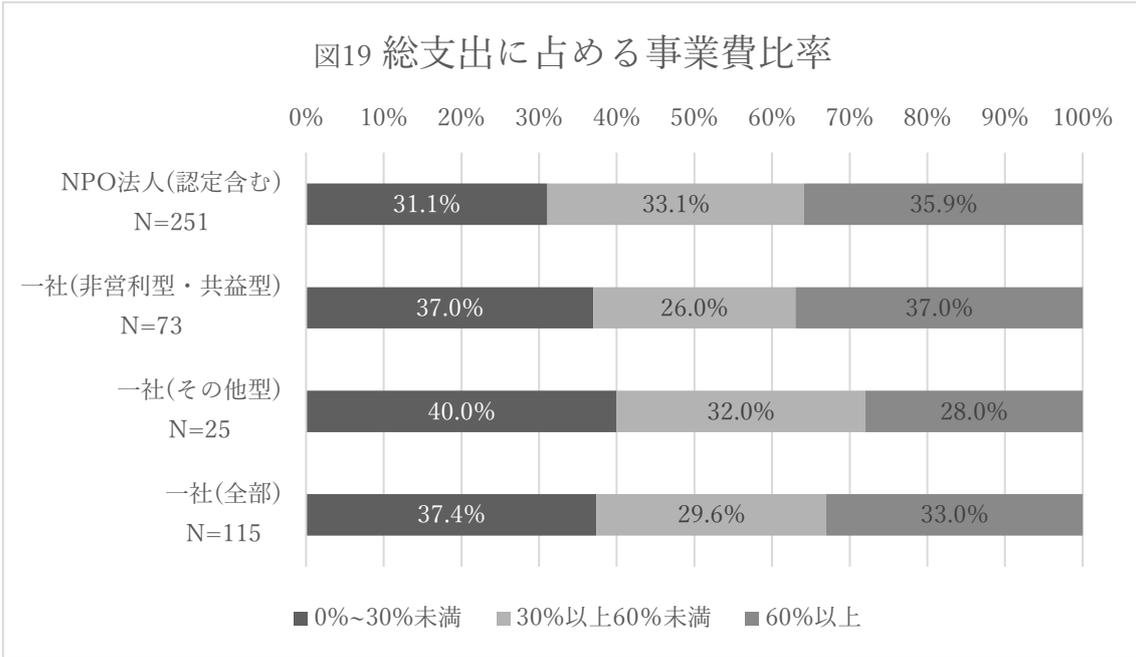


図 19 は、総支出に占める事業費の比率である。それぞれの法人格で明確な違いは見られなかった。

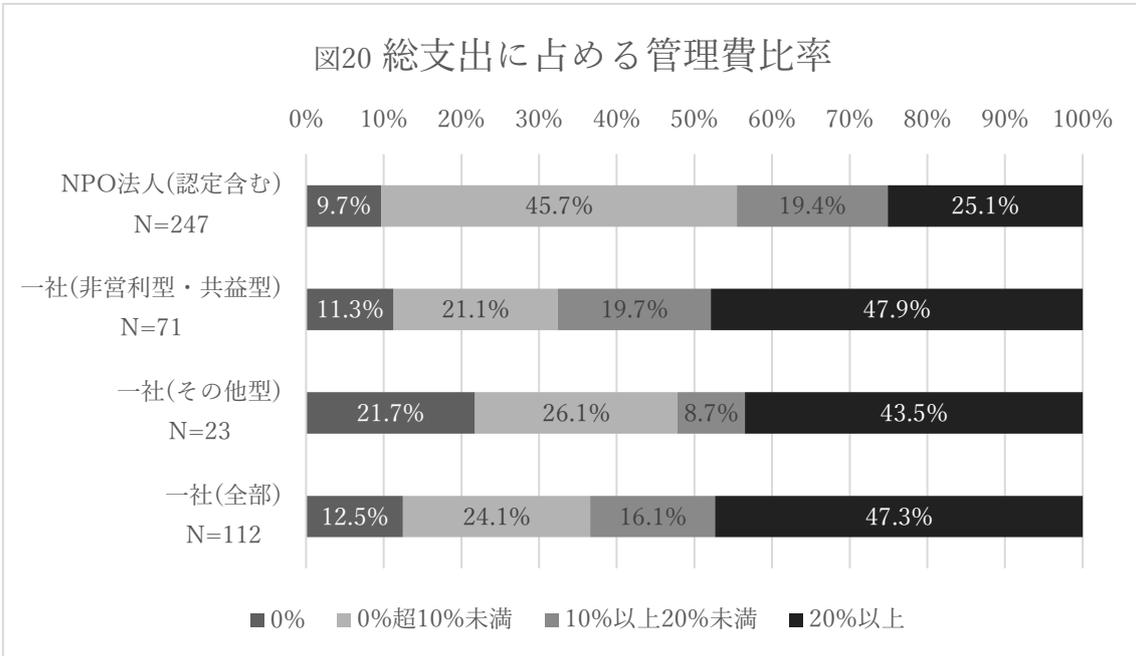
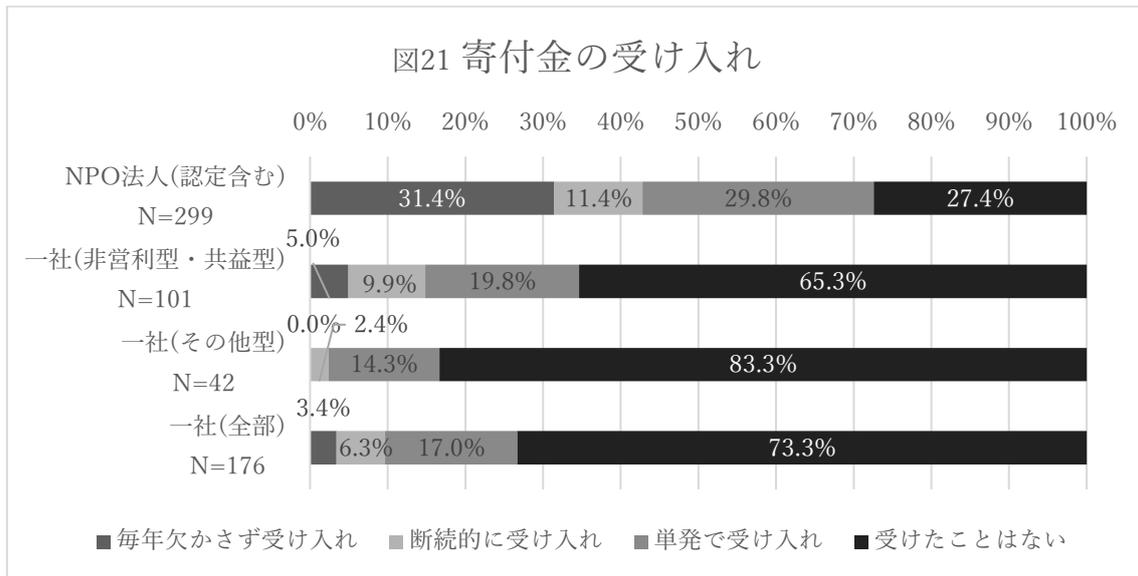


図 20 は、総支出に占める管理費の比率である。NPO 法人は「20%以上」が 25.1%であるが、一社（全部）は 47.3%である。

管理費については留意点がある。NPO 法人の会計においては管理費が一般的な分類方法であるが、一般社団法人においては頻出しない。つまり、一般社団法人の管理費は、NPO 法人の会計では事業費に含まれるだろう支出も入っている可能性がある。

寄付金の受け入れ



問 16 では寄付金の受け入れについて尋ねた。図 13（総収入に占める寄付金収入の比率）と大きく関係する設問であるといえる。NPO 法人は、「毎年欠かさず受け入れ」が 31.4%であるが、一社（全部）は 3.4%しかない。一社（その他型）は 0.0%である。

NPO 法人も「受けたことはない」が 27.4%を占めるものの、一社（非営利型・共益型）が 65.3%、一社（その他型）が 83.3%である。

情報公開

表 6		NPO 法人	一社(非営利 型・共益型)	一社(その他 型)	一社(全部)
定款	関係者	52.0%	43.8%	33.3%	39.9%
	事務所内に設置	53.6%	44.5%	53.7%	46.1%
	機関紙等に掲載	3.5%	5.8%	0.0%	3.3%
	ホームページ等に掲載	28.0%	13.9%	5.6%	11.5%
	その他	9.2%	5.1%	5.6%	4.1%
事業報告書	関係者	56.6%	46.7%	35.2%	42.8%
	事務所内に設置	49.1%	38.7%	40.7%	38.7%
	機関紙等に掲載	7.3%	5.8%	1.9%	3.7%
	ホームページ等に掲載	28.0%	16.8%	1.9%	10.7%
	その他	12.4%	6.6%	9.3%	6.6%
決算報告書	関係者	56.6%	47.4%	38.9%	43.2%
	事務所内に設置	50.7%	38.7%	44.4%	39.1%
	機関紙等に掲載	6.7%	6.6%	1.9%	4.1%
	ホームページ等に掲載	29.9%	16.1%	0.0%	10.7%
	その他	11.6%	6.6%	9.3%	7.0%

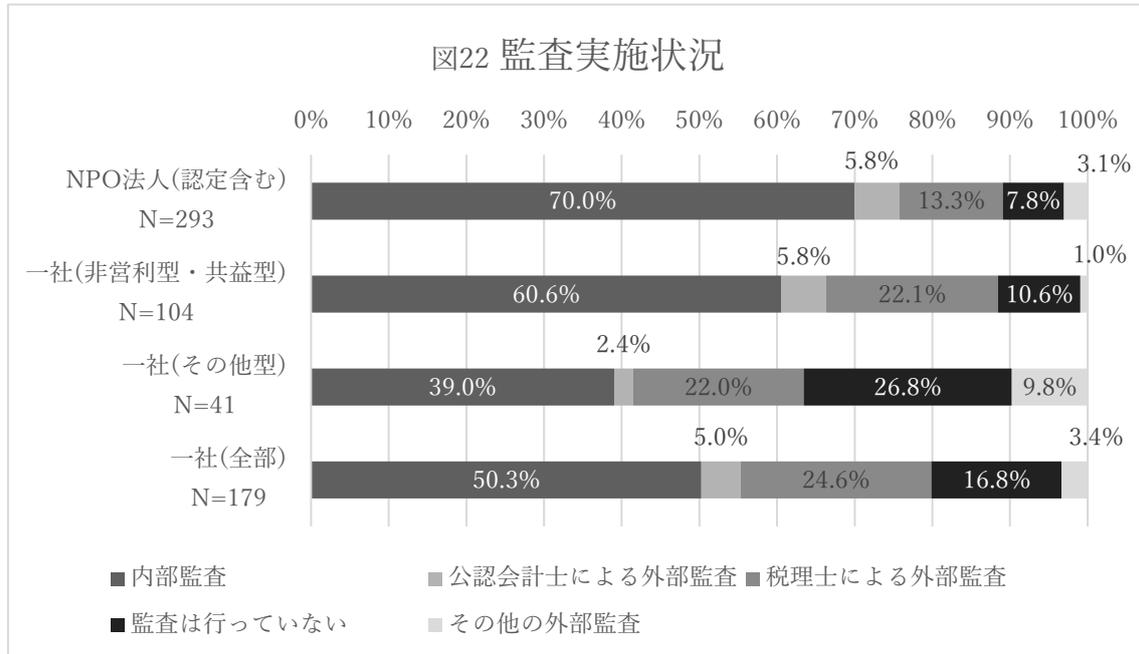
問 17 では、定款、事業報告書、決算報告書をどのように情報公開しているのかを尋ねた。NPO 法人は、所轄庁に定款、事業報告書、決算報告書を提出することが義務化されている。一般社団法人は総会において社員から承認される義務はあるが、所轄庁という制度がないため、事業報告書や決算報告書を広く公開する明示的な決まりはないといえる。

表 6 を見る限り、NPO 法人は、一般社団法人と比べると、定款、事業報告書、決算報告書の情報公開に積極的であるといえる。特に、「ホームページ等に掲載」は積極的に行っている。定款は、NPO 法人が 28.0%、一社（非営利型・共益型）が 13.9%、一社（その他型）は 5.6%である。事業報告書では、NPO 法人が 28.0%、一社（非営利型・共益型）が 16.8%、一社（その他型）が 1.9%である。決算報告書では、NPO 法人が 29.9%、一社（非営利型・共益型）が 16.1%、一社（その他型）が 0.0%である。一般社団法人間で比べても、一社（その他）は「ホームページ等に掲載」が一社（非営利型・共益型）に比べて非常に低い。

NPO 法人は、「事務所に設置」の回答も高い。定款は 53.6%、事業報告書は 49.1%、決算報告書は 50.7%である。しかし、特定非営利活動促進法では、定款、事業報告書、決

算報告書を事務所に備え置くよう求められているため、本来は100%の回答になることが望ましい。

監査実施状況



問18では、監査の方法について尋ねた。NPO法人は監事が必置である。一般社団法人は、理事会を設置する場合は監事を置くことが必要になり、理事会を設置しない場合は監事を置く必要がない。

NPO法人は、内部監査が70.0%で、次が税理士による外部監査で13.3%である。一社(全部)は、内部監査が50.3%、税理士による監査が24.6%、監査を行っていないは16.8%である。一社(その他型)は26.8%が監査を行っていないが、一社(非営利型・共益型)は10.6%であるため、一般社団法人間でも違いが見受けられる。

設問では、その他の外部監査についても具体的に回答してもらった。NPO法人も一般社団法人も、介護保険や障害福祉サービス事業の運営に伴う行政による監査、公認会計士や税理士などの有資格者ではない方による監査などの回答があった。

2.4. 役員・スタッフ

役員数

表7 (単位：人)		NPO 法人	一社(非営利 型・共益型)	一社(その他型)	一社(全部)
役員数	平均値	8.3	8.9	4.2	7.8
	中央値	7.0	5.0	2.0	4.0
役員のうち的女性の 人数	平均値	2.7	2.0	0.8	1.5
	中央値	2.0	1.0	1.0	1.0

問19では、役員数および役員のうち的女性の人数を尋ねた。NPO法人の役員数は4名以上、一社（非営利型・共益型）は3名以上、一社（その他型）は1名以上が法律上必要である。

役員数の中央値は、NPO法人が7.0人、一社（非営利型・共益型）が5.0人、一社（非営利型・共益型）が2.0人である。NPO法人と一社（非営利型・共益型）は必置人数よりも多くの役員を設置していることがわかる。また、平均値と中央値の差から、一般社団法人において、それぞれの法人の役員数は分散しているといえる。

役員のうち的女性の人数の中央値は、NPO法人が2.0人、一社（全部）が1.0人である。NPO法人や一般社団法人では多くの女性が活躍するイメージが一般的に持たれているが、役員数と役員のうち的女性の人数を比較する限りでは、役員の大半は女性ではないことがわかる。

有給職員

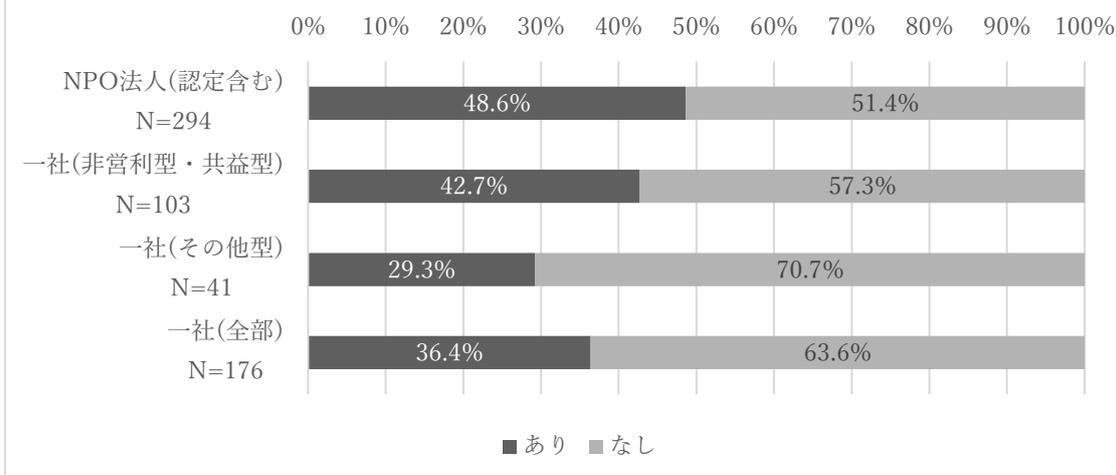
表 8 (単位：人)		NPO 法人	一社(非営利 型・共益型)	一社(その他型)	一社(全部)
常勤有給職員数	平均値	3.2	2.4	1.9	2.1
	中央値	1.0	1.0	0.0	0.0
常勤有給職員のうち の女性の人数	平均値	1.9	1.5	0.9	1.2
	中央値	0.0	0.0	0.0	0.0
非常勤有給職員	平均値	4.4	2.4	1.0	2.5
	中央値	1.0	0.0	0.0	0.0
非常勤有給職員のうち の女性の人数	平均値	3.3	1.7	0.8	1.4
	中央値	0.0	0.0	0.0	0.0

問 20 では、常勤有給職員数および非常勤有給職員数、またそれらのうちの女性の人数を尋ねた。アンケートには、「有給職員は最低賃金以上を支払っているものとします。また、常勤職員は概ね週 30 時間程度勤務されている方」と記載した。

常勤有給職員数の平均値と中央値は、NPO 法人が 3.2 人、1.0 人、一社（非営利型・共益型）が 2.4 人、1.0 人、一社（その他型）が 1.9 人、0.0 人である。また、非常勤有給職員数は、NPO 法人が 4.4 人、1.0 人、一社（非営利型・共益型）が 2.4 人、0.0 人、一社（その他型）が 1.0 人、0.0 人である。いずれの法人においても、常勤有給職員も非常勤有給職員も多いとはいえない。

常勤有給職員の中の女性の人数の中央値はいずれの法人格も 0.0 人であるが、平均値では NPO 法人が 1.9 人、一社（非営利型・共益型）が 1.5 人、一社（その他型）が 0.9 人である。非常勤有給職員の中の女性の人数の中央値は同じく 0.0 人であるが、平均値は NPO 法人が 3.3 人、一社（非営利型・共益型）が 1.7 人、一社（その他型）が 0.8 人である。法人による違いがあるが、それぞれの法人格の有給職員の多くが女性であることがわかる。つまり、問 19 で言及した「NPO 法人や一般社団法人では多くの女性が活躍するイメージ」は、役員ではなく、職員によるイメージではないかと推察される。

図23 過去3年間の有給職員の採用



問 21 では、過去 3 年間で有給職員を採用したことがあるかを尋ねた。あると回答したのは、NPO 法人が 48.6%、一社（非営利型・共益型）が 42.7%、一社（その他型）が 29.3%である。

有給職員の募集方法

表 9	NPO 法人	一社(非営利型・共益型)	一社(その他型)	一社(全部)
ハローワークなどの行政機関	28.3%	27.7%	18.5%	23.0%
大学などの就職課	3.0%	2.2%	1.9%	2.5%
貴団体のホームページ	8.4%	6.6%	3.7%	6.6%
貴団体のソーシャルメディア	4.0%	4.4%	0.0%	2.5%
他団体のホームページ	1.6%	0.7%	3.7%	1.6%
他団体の SNS 上の人材募集サイト	3.5%	3.6%	3.7%	3.7%
貴団体のニュースレターなど	4.6%	2.9%	0.0%	2.1%
他団体の求人雑誌などの紙媒体	6.5%	4.4%	7.4%	5.3%
口コミ (マッチングを含む)	21.8%	13.9%	9.3%	11.5%

問 22 では、有給職員の募集方法を尋ねた。図 23 では NPO 法人のほうが過去 3 年間で有給職員を募集したことがある法人が多いという結果であったこともあり、その募集方法についても NPO 法人はより多様な方法を用いている。ただ、「ハローワークなどの行政機関」、「口コミ (マッチングを含む)」はいずれ法人格でも共通して多い。

設問では、その他の具体的な内容も回答してもらった。有給職員がいないので募集したことがない、友人・会員・職員など関係者からの紹介などの回答があった。

ボランティア

表 10 (単位：人)		NPO 法人	一社(非営利 型・共益型)	一社(その他 型)	一社(全部)
合計数	平均値	20.3	4.5	2.6	3.9
	中央値	3.0	0.0	0.0	0.0
うち有償ボランティア の人数	平均値	6.4	1.2	1.9	1.6
	中央値	0.0	0.0	0.0	0.0
うち無償ボランティア の人数	平均値	15.1	3.4	0.9	2.6
	中央値	1.0	0.0	0.0	0.0

問 23 では、ボランティアスタッフの人数を尋ねた。アンケートには、「有償ボランティアとは、最低賃金未満の謝金や実費の交通費などを支払っている方」と記載した。

ボランティア人数（有償も無償も）は NPO 法人が突出して多く、平均値が 20.3 人である。一社（非営利型・共益型）は平均値では 4.5 人、一社（その他型）が 2.6 人である。しかし、それぞれの法人格では、平均値と中央値に差があるため、ボランティアを積極的に活用する法人とそうではない法人に大別できる。

ボランティアの募集方法

表 11	NPO 法人	一社(非営利 型・共益型)	一社(その他 型)	一社(全部)
大学などのボランティアセンター	8.4%	2.9%	3.7%	3.3%
大学など以外のボランティアセンター	7.8%	2.2%	1.9%	1.6%
貴団体のホームページ	15.1%	9.5%	1.9%	5.8%
貴団体のソーシャルメディア	10.5%	2.2%	3.7%	2.5%
他団体のホームページ	2.4%	1.5%	0.0%	0.8%
他団体の SNS 上の人材募集サイト	2.7%	0.0%	1.9%	0.4%
貴団体のニュースレターなど	11.3%	2.9%	1.9%	2.1%
他団体の求人雑誌などの紙媒体	1.9%	0.7%	0.0%	0.8%
口コミ (マッチングを含む)	29.9%	13.9%	7.4%	11.1%

問 24 では、ボランティアの募集方法を尋ねた。表 9 (有給職員の募集方法) と同じく、NPO 法人はボランティアを積極的に活用する傾向があり、多様な募集方法を用いていることがわかる。その中でも、「口コミ (マッチングを含む)」が最も高く、NPO 法人が 29.9%、一社 (非営利型・共益型) が 13.9%、一社 (その他型) が 7.4% である。次点は、「貴団体のホームページ」であり、NPO 法人が 15.1%、一社 (非営利型・共益型) が 9.5%、一社 (その他型) が 1.9% である。一社 (その他型) は「口コミ (マッチングを含む)」の次点は、「大学などのボランティアセンター」、「貴団体のソーシャルメディア」である。

設問では、その他の具体的な内容も回答してもらった。ボランティアスタッフを募集したことがないという回答が最も多く、ほかには友人・知人などからの紹介という回答もあった。

2.5. 活動

事業活動分野

表 12	NPO 法人	一社(非営利 型・共益型)	一社(その他 型)	一社(全部)
福祉	40.2%	24.8%	25.9%	24.7%
学術、科学技術、芸術文化	10.0%	14.6%	13.0%	11.9%
経済活動の活性化、雇用機会の拡充	7.3%	5.1%	0.0%	4.5%
医療・保健	13.2%	14.6%	7.4%	11.1%
教育・スポーツ振興、児童・青少年育成	23.5%	22.6%	25.9%	22.6%
環境保全・保護	10.8%	1.5%	1.9%	2.5%
国際交流、海外支援・協力	4.6%	3.6%	3.7%	4.1%
人権擁護、平和推進	5.1%	1.5%	3.7%	2.1%
地域活性化、地域振興	29.9%	20.4%	22.2%	21.0%
災害時救援、防災	3.5%	4.4%	3.7%	5.3%
農林水産業の振興	2.7%	3.6%	1.9%	2.5%
安心・安全な消費生活	1.1%	0.7%	1.9%	1.2%
国土整備・保全	1.6%	1.5%	0.0%	1.2%
他の団体・組織の支援、市民活動の促進	6.5%	6.6%	3.7%	4.9%
構成員の利益を実現すること	1.3%	5.8%	3.7%	5.8%

問 25 では、主な事業活動分野を 3 つまで選んでもらった。事業活動分野に関する設問は、特定非営利活動促進法の第 2 条の特定非営利活動についての別表の 20 分野から選択する方法がよく採用されているが、当調査は一般社団法人と NPO 法人を比較することが目的であるため、その方法を採用しなかった。

NPO 法人は、特定非営利活動促進法の 20 分野から選択した場合、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」、「社会教育の推進を図る活動」、「まちづくりの推進を図る活動」、「子どもの健全育成を図る活動」、「前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」が上位を占める。当調査でも、「福祉」

(40.2%)、「地域活性化、地域振興」(29.9%)、「教育・スポーツ振興、児童・青少年育成」(23.5%)、「医療・保健」(13.2%)と並んでおり、それほど大きな違いはないといえる。

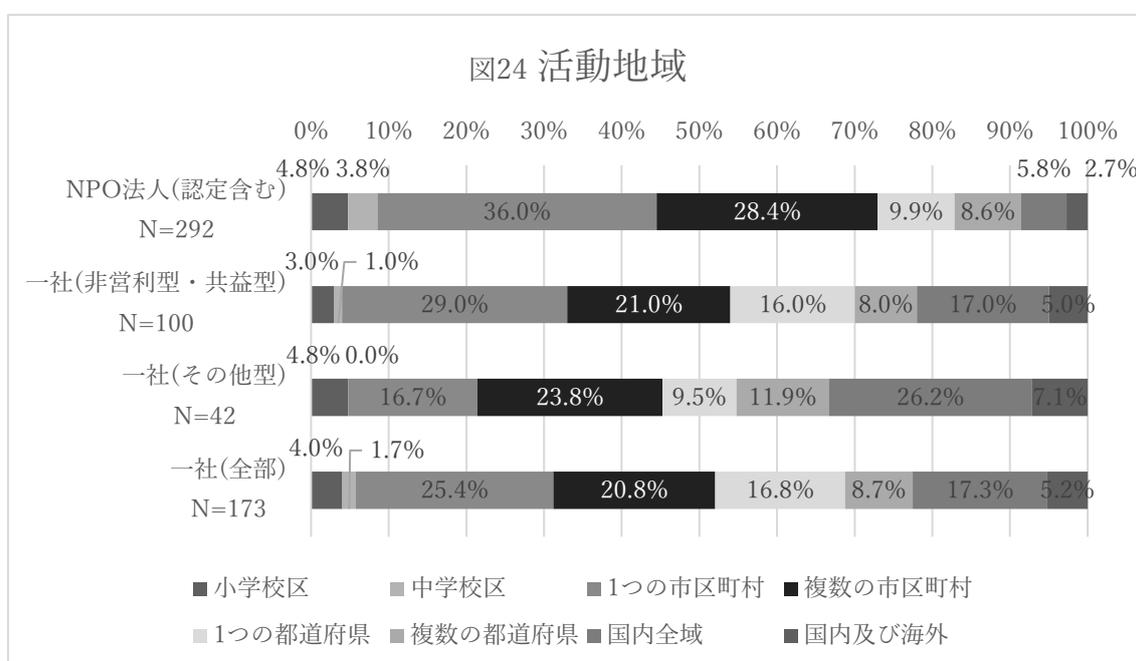
一社(非営利型・共益型)は、「福祉」(24.8%)、「教育・スポーツ振興、児童・青少年育成」(22.6%)、「地域活性化、地域振興」(20.4%)、「学術、科学技術、芸術

文化」(14.6%)、「医療・保健」(14.6%)と並ぶ。一社(その他型)は、「福祉」(25.9%)、「教育・スポーツ振興、児童・青少年育成」(25.9%)、「地域活性化、地域振興」(22.2%)、「学術、科学技術、芸術文化」(13.0%)となっている。それぞれの法人格の活動分野についてはあまり大きな違いはないといえる。

しかし、「経済活動の活性化、雇用機会の拡充」と「国土整備・保全」においては一社(その他型)が0.0%であったり、「環境保全・保護」ではNPO法人が10.8%、一社(全部)が2.5%で差があったりと、法人ごとに重視される活動の違いは多少なりともあるようだ。

設問では、その他の具体的な内容も回答してもらった。まちづくり、空き家対策、子育て支援などの多様な回答があった。

活動地域



問26では、主たる活動地域を尋ねた。NPO法人は「1つの市区町村」(36.0%)、「複数の市区町村」(28.4%)で半数以上を占める。一社(非営利型・共益型)も「1つの市区町村」(29.0%)、「複数の市区町村」(21.0%)で半数を占めるが、「1つの都道府県」(16.0%)や「国内全域」(17.0%)もNPO法人と比べ回答率が高い。一社(その他型)はこの2つの法人格とは異なる回答を示している。「国内全域」(26.2%)、「複数の市区町村」(23.8%)、「1つの市区町村」(16.7%)と広く活動を展開しているものと考えられる。

NPO 法人、一般社団法人ともに、「就労」「福祉」「支援」という単語が頻出している。「障害」「障害者」という単語も散見されることから、障害者の就労継続支援などの事業を実施するために必要な定款上の表現で回答する法人が多かったと思われる。

NPO 法人では「地域」「交流」という単語が比較的多かったが、一般社団法人ではあまり見られなかった。また、一般社団法人では、「普及」「啓発」「調査」「研究」「学術」などの単語が NPO 法人よりも多かった。

表 13	NPO 法人	一社(非営利型・共益型)	一社(その他型)	一社(全部)
介護保険サービス	8.6%	2.2%	6.6%	2.1%
障害福祉サービス	24.5%	13.1%	11.1%	11.1%
保育所・幼稚園	1.3%	0.7%	3.7%	1.6%
指定管理	7.8%	2.9%	3.7%	3.3%
その他行政からの委託事業	17.3%	18.2%	5.6%	12.8%
その他行政からの補助事業	11.6%	10.9%	5.6%	7.8%

問 28 では、それぞれの法人で上記の事業を実施しているかどうかを複数回答で尋ねた。介護保険サービスは NPO 法人が最も多く（8.6%）、次に一社（その他型）（6.6%）である。障害福祉サービスも NPO 法人が最も多く（24.5%）、一社（非営利型・共益型）と一社（その他型）も 10%強の法人が担っている。

「その他行政からの委託事業」は一社（非営利型・共益型）が NPO 法人よりも若干多いが（0.9%）、「その他行政からの補助事業」は NPO 法人のほうが一社（非営利型・共益型）よりも若干多い（0.7%）。

災害に対する支援活動

表 14	NPO 法人	一社(非営利型・共益型)	一社(その他型)	一社(全部)
2011 年東日本大震災	17.3%	16.1%	5.6%	11.9%
2016 年熊本地震	8.6%	16.1%	5.6%	11.5%
2018 年 7 月西日本豪雨災害	6.7%	10.9%	3.7%	7.8%

問 29 では、それぞれの法人が直近の自然災害に対して支援活動を行ったかを尋ねた。「2011 年東日本大震災」では、NPO 法人が最も多く（17.3%）、次に一社（非営利型・共益型）（16.1%）が行っている。しかし、「2016 年熊本地震」、「2018 年 7 月西日本

豪雨災害」ではNPO 法人が大きく減少するが（8.6%、6.7%）、一社（非営利型・共益型）は16.1%、10.9%が支援を行っている。

設問では、その他の具体的な内容も答えてもらった。1999年の台湾地震、2014年の丹波豪雨災害、2015年のネパール地震、募金活動、団体としてではなく個人として実施などの回答があった。

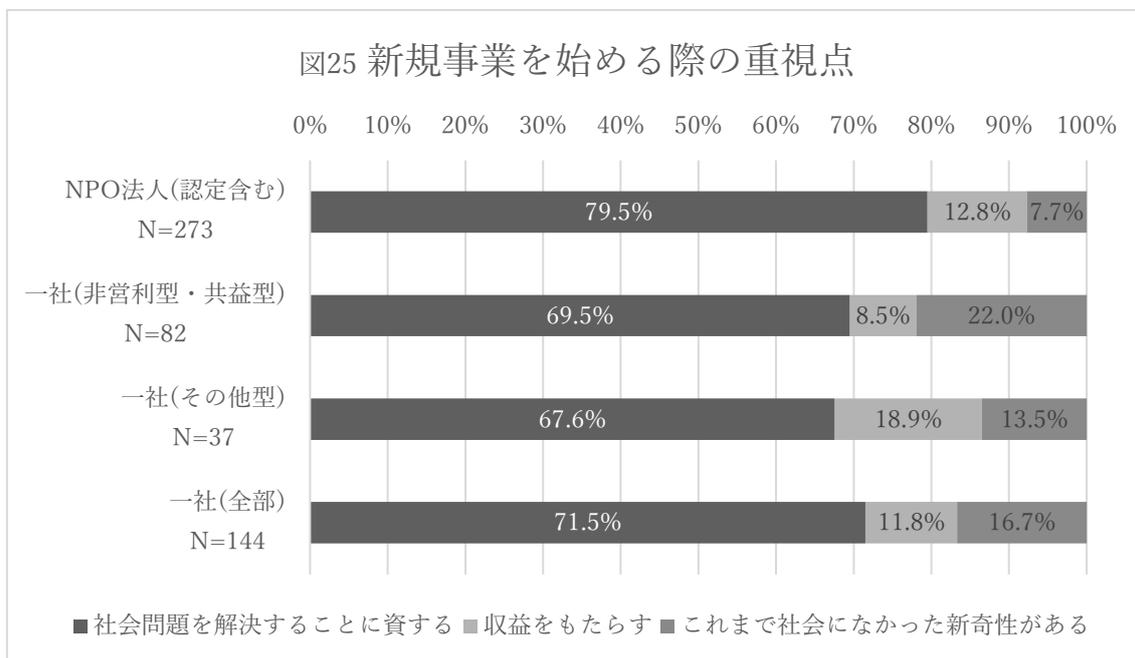
社会ニーズに対する考え方や姿勢

表 15	NPO 法人	一社(非営利型・共益型)	一社(その他型)	一社(全部)
団体の自己負担で赤字になることが分かっても直接的に事業を実施した	39.9%	25.5%	20.4%	23.5%
最低限でも採算を取れることが予測できれば直接的に事業を実施した	14.0%	9.5%	18.5%	10.7%
行政や企業に働きかけ、支援や補助を得た上で事業を実施した	21.8%	19.0%	5.6%	13.6%
行政や企業が自ら事業を行うように働きかけた	11.6%	10.2%	9.3%	8.2%
行政や企業が何らかの事業を行うまで情報収集した	3.5%	6.6%	5.6%	5.3%
特に何もしなかった	12.7%	17.5%	24.1%	18.9%

問 30 は、それぞれの法人が社会ニーズに対してどのような考え方や姿勢を持っているのかを知ることを目的に伺った。「社会にとって必要と思われるニーズを行政や企業が提供していなかった場合に、貴団体はこれまでどのような行動を取りましたか」という内容であり、選択式の複数回答である。

NPO 法人と一社（非営利型・共益型）は、「団体の自己負担で赤字になることが分かっても直接的に事業を実施した」がそれぞれ最も高く（39.9%、25.5%）、次点が「行政や企業に働きかけ、支援や補助を得た上で事業を実施した」である（21.8%、19.0%）。一社（その他型）は「特に何もしなかった」が最も高く（24.1%）、次点が「団体の自己負担で赤字になることが分かっても直接的に事業を実施した」である（20.4%）。また、「最低限でも採算を取れることが予測できれば直接的に事業を実施した」がほかの法人格と比べて高い回答になっている（18.5%）。

新規事業を始める際の重視点



問 31 も、問 30 と同じく、それぞれの法人がどのような考え方を持っているのかを調査するために伺った。設問内容は「貴団体が新しく事業を始めるときに最も重視する点を次からひとつだけお選びください」である。

いずれの法人格も「社会問題を解決することに資する」を最も多く選択したが、割合としては NPO 法人が最も高い (79.5%)。また、「収益をもたらす」は一社 (その他型) が最も多く選択し (18.9%)、2 番目は NPO 法人である (12.8%)。一社 (非営利型・共益型) は「これまで社会になかった新奇性がある」を最も多く選択した (22.0%)。

他団体との関係性

表 16		NPO 法人	一社(非営利 型・共益型)	一社(その他 型)	一社(全部)
国	団体を設立する際に相談	2.7%	2.9%	0.0%	1.6%
	団体の運営について相談	1.6%	2.9%	0.0%	1.6%
	定期的に情報交換	5.4%	8.0%	0.0%	5.3%
	共同事業	5.4%	2.9%	1.9%	2.5%
都道府 県	団体を設立する際に相談	30.7%	14.6%	1.9%	11.1%
	団体の運営について相談	14.0%	10.9%	5.6%	9.1%
	定期的に情報交換	15.6%	14.6%	5.6%	12.3%
	共同事業	9.2%	7.3%	1.9%	4.9%
市区町 村	団体を設立する際に相談	29.1%	19.0%	11.1%	14.8%
	団体の運営について相談	24.3%	16.8%	13.0%	13.6%
	定期的に情報交換	36.1%	27.7%	20.4%	24.7%
	共同事業	17.8%	10.9%	9.3%	9.9%
社会福 祉協議 会	団体を設立する際に相談	4.9%	2.9%	1.9%	2.5%
	団体の運営について相談	5.9%	2.2%	1.9%	2.1%
	定期的に情報交換	24.0%	9.5%	7.4%	8.6%
	共同事業	7.3%	6.6%	1.9%	4.1%
企業	団体を設立する際に相談	4.3%	5.1%	1.9%	4.5%
	団体の運営について相談	4.3%	5.1%	1.9%	4.9%
	定期的に情報交換	15.9%	9.5%	14.8%	10.7%
	共同事業	12.1%	7.3%	7.4%	6.2%
商工会	団体を設立する際に相談	0.5%	2.9%	9.3%	4.9%
	団体の運営について相談	2.2%	4.4%	3.7%	4.1%
	定期的に情報交換	7.5%	9.5%	7.4%	8.6%
	共同事業	4.0%	6.6%	1.9%	4.1%
商工会 以外の 業界団 体	団体を設立する際に相談	1.1%	2.2%	1.9%	1.6%
	団体の運営について相談	1.1%	2.9%	1.9%	2.1%
	定期的に情報交換	5.9%	8.0%	7.4%	7.0%
	共同事業	3.0%	2.2%	0.0%	1.6%
	団体を設立する際に相談	28.0%	2.9%	7.4%	3.3%
	団体の運営について相談	27.0%	2.9%	7.4%	3.3%

NPO 支援センター	定期的に情報交換	17.0%	1.5%	1.9%	1.6%
	共同事業	3.5%	0.7%	0.0%	0.4%
貴団体以外の NPO 法人	団体を設立する際に相談	14.0%	5.1%	1.9%	3.7%
	団体の運営について相談	15.6%	4.4%	3.7%	3.3%
	定期的に情報交換	32.6%	8.8%	7.4%	7.4%
	共同事業	13.2%	4.4%	1.9%	3.3%
貴団体以外の 社団法人	団体を設立する際に相談	1.3%	13.9%	1.9%	9.1%
	団体の運営について相談	2.7%	11.7%	0.0%	7.0%
	定期的に情報交換	13.7%	16.8%	7.4%	12.3%
	共同事業	7.5%	4.4%	1.9%	3.3%
任意団体・ボランティアグループ	団体を設立する際に相談	3.8%	1.5%	0.0%	0.8%
	団体の運営について相談	4.0%	2.2%	0.0%	1.6%
	定期的に情報交換	20.5%	8.0%	5.6%	6.6%
	共同事業	12.4%	3.6%	0.0%	2.9%
地域団体（自治会など）	団体を設立する際に相談	5.1%	2.2%	1.9%	2.5%
	団体の運営について相談	4.3%	3.6%	3.7%	3.3%
	定期的に情報交換	23.5%	11.7%	9.3%	11.1%
	共同事業	13.7%	5.1%	0.0%	4.5%
士業（行政書士や税理士など）	団体を設立する際に相談	9.4%	20.4%	18.5%	19.8%
	団体の運営について相談	17.0%	19.7%	13.0%	16.5%
	定期的に情報交換	16.7%	18.2%	29.6%	19.8%
	共同事業	3.2%	2.2%	5.6%	2.5%
その他	団体を設立する際に相談	0.8%	2.9%	1.9%	2.5%
	団体の運営について相談	0.8%	2.2%	0.0%	1.2%
	定期的に情報交換	2.4%	2.2%	3.7%	2.1%
	共同事業	1.9%	1.5%	0.0%	0.8%
そのような団体はない	団体を設立する際に相談	1.6%	2.2%	0.0%	1.6%
	団体の運営について相談	1.1%	2.2%	3.7%	2.1%
	定期的に情報交換	0.5%	2.2%	0.0%	1.6%
	共同事業	1.3%	3.6%	1.9%	3.7%

問 32 では、他団体との関係性を答えてもらった。

国については、すべての法人がそれほど関係を持っているとはいえないが、一社（非営利型・共益型）は国と「定期的に情報交換」が 8.0%である。都道府県については、NPO 法人がすべての項目について高い。「定期的に情報交換」は一社（非営利型・共益型）も 14.6%ある。市区町村については、一般社団法人も関係を持つ法人が多くなるが、それでも NPO 法人が最も高くなっている。「定期的に情報交換」は、NPO 法人が 36.1%、一社（非営利型・共益型）が 27.7%、一社（その他型）が 20.4%である。社会福祉協議会については、NPO 法人との「定期的に情報交換」が突出して高い（24.0%）。

企業については、「定期的に情報交換」は、NPO 法人が 15.9%であるものの、一社（その他型）も 14.8%と高い。「共同事業」は NPO 法人が 12.1%と回答している。商工会は、「団体を設立する際に相談」は一社（その他型）が 9.3%ある。「定期的に情報交換」は企業と比べると若干低いものの、NPO 法人も一般社団法人も 10%弱が行っている。商工会以外の業界団体については、いずれの法人格もあまり関係が強いとはいえないものの、「定期的に情報交換」は一社（非営利型・共益型）で 8.0%、一社（その他型）で 7.4%とある。

NPO 支援センターについては、NPO 法人との関係が最も強い。「団体を設立する際に相談」が 28.0%、「団体の運営について相談」が 27.0%である。しかし、「共同事業」については非常に低い（3.5%）。また、NPO 支援センターは一般社団法人とあまり関係性がないといえる。貴団体以外の NPO 法人については、NPO 法人が「定期的に情報交換」で 32.6%ある。一般社団法人は、NPO 支援センターと比べると、若干は関係性があるといえる。貴団体以外の社団法人については、一社（非営利型・共益型）との関係性が強いが、NPO 法人や一社（その他型）とはそれほど関係が強いとはいえない。しかし、NPO 法人とは「定期的に情報交換」が 13.7%ある。

任意団体・ボランティアグループについては、NPO 法人が「定期的に情報交換」で 20.5%、「共同事業」で 12.4%ある。一般社団法人とはあまり関係を持っているとはいえない。地域団体については、「定期的に情報交換」が NPO 法人で 23.5%、一社（非営利型・共益型）で 11.7%ある。「共同事業」は NPO 法人が 13.7%で最も高い。

士業については、「団体を設立する際に相談」が、一社（非営利型・共益型）は 20.4%、一社（その他型）は 18.5%である。また、「団体の運営について相談」、「定期的に情報交換」はいずれの法人格でも高い比率であるが、その中でも一社（その他型）は「定期的に情報交換」が非常に高い（29.6%）。

2.6. 課題

問 33 では、法人の課題について自由に記述してもらった。NPO 法人と一般社団法人に分けて、いくつかのカテゴリに分けて記載する。ただし、この記載内容は代表的な回答を紹介するものであり、類似する内容はまとめていることを留意していただきたい。

NPO 法人

会員・スタッフ

- 事業の永続性を狙って法人を設立したが、「後継者」不足に課題があります。当初の構想から 13 年、スタッフの高齢化が顕著。後継リーダーの育成が最大の課題。
- 高齢化による会員の減少。新規会員募集に対する応募が少ない。
- NPO 法人に課せられた所轄庁への報告や登記、広報活動などの事務対応ができる会員が極少。
- 年数が経つにつれて理事メンバーの活動への思いが薄れ事業への参加が減り始めている。何とか新しい風（メンバー）を入れて活動に勢いをつけたい。
- ボランティア活動が中心で、働き盛り会員は時間がないので、後継者の育成ができない。
- 阪神淡路大震災の救援活動を引き継ぐ形で設立した団体なので、スタッフの高齢化が課題となっている。同時に、事業主体の訪問介護事業においてもヘルパーの高齢化が深刻な課題となっている。介護業界では、若者はどうしても収入の安定する施設系を選択するし、事業所側も経験や技術の乏しい若者を常勤で雇い入れて育てていく経済的余裕が無い。

事業・活動

- PR がなかなかうまくいかない点。
- 始めたばかりで認知度が低く、必要な人に情報をお届けできていないことです。
- 保護者の高齢化にともない親亡きあとと利用者の高齢化による支援のあり方、安定化と充実をはかるための支援がスムーズに行くにはどうしたらよいか。
- リタイアした人が活動の中心となりがち。活動のための活動になりがち。
- 介護保険サービス事業は将来的に厳しく今後継続できるか不安。
- 障害者支援事業所の増加や法改正などの影響もあり、単年での運営が精一杯で先を見据えた運営が困難である。

財政

- 会費と市の助成金だけでは、運営資金が苦しい。
- 海外支援の助成金を提供いただける、団体、企業が少ないので、安定確保に悩んでいます。一般に日本の支援プロジェクトは継続性がないので、現地に定着させるのに苦労します。
- 経常収益がほぼ補助金で安定経営とは言い難い点。利用したい方が増えて嬉しい反面、敷地や人員がニーズに対して十分とは言い難い点。ただ、単純に広げればいいと

いう訳ではなく、現状の規模で行うことの良さ（家庭的な雰囲気）なども大切にしたいため、今後どのように展開していくかが課題であると考えています。

- 設立2年の現在、まだ運営資金が足りておらず、補助金事業を行なっている。補助金なしでも運営できるよう自立していきたい。

ガバナンス

- NPOである必要性があるかどうか、現在の運営状況を鑑みると判断に迷う。設立当初は社会的信用性があると思ってやって来たが、最近は事業報告書等の提出が煩わしく感じられる。個人事業主的な運営でも問題は無いのでは最近とくに感じている。
- 運営にかかる各種手続きの知識がないこと。事務を行う上で、法令等確認しながらなので時間がかかること。

行政

- 中心事業である外国人住民支援事業について。現場と行政との間で課題認識度に差異がある。縦割りが円滑な情報交換の妨げになることがある。入管法改正の動きなど、外国人受入策が進められているが、現状でも直接の受け入れ先である地方自治体や関連のNPOなどは医療通訳など対応に苦慮している。受入後の国としての施策が伴わないと地方やNPOの活動は更に難しくなると考えている。
- 行政委託事業のボリュームが多く、契約が年度ごとの更新であるため、長期的な事業計画を立て難い。
- 市の委託事業を受けており委託金が収入のほとんどを占める。委託金にはNPOの運営費が含まれないので委託金だけでは運営できない。寄付金の収入もあるが財政状況は常に厳しい。
- 行政主催の助成金に応募もしたが、採決してもらえず、その後どのように相談、働きかけたらよいかわかりません。

一般社団法人

会員・スタッフ

- ボランティアだけの団体なので、有償職員が欲しい。
- 会員の減少、会員増強活動が中々成果が出ない。
- 会員の高齢化により、財政基盤となる献金が減少傾向にある。
- 社員の事業における、後継者の問題と、収益の悪化（原材料の高騰分を販売価格に転嫁しにくい点、最低賃金の引き上げによる人件費の増加等）。
- 商店会内（会員事業所）の経営者の高齢化、後継者不在により、シャッター街となりつつあり、活力が低下している。

- 人材不足とその育成が課題と考えています。募集をかけても応募がほとんどなく、採用に至ってもその後の育成が上手く行かず、結果退職となってしまうケースが多く悩んでいます。運営面でも、3つの事業のうち2つが収益が見込めない事業（ほぼ0か赤字）で、収益事業を始めようにもマンパワー不足と言う状況をなんとかしないといけないと考えています。

事業・活動

- まだまだ認知が少なく、ソーシャルメディア等々を通じ、全国に広げていく予定である。
- 地域のサッカーチームとして事業を起こしたものの他チームはほぼ無料で参加できる状況で成り立っている為、サービスの利用者からお金を取り生計を立てるのはおかしいと言われて中々運営することは厳しい。
- 1) ひとつの業界として認められるための法律を含む整備化 2) 主たる事業の認知度向上と社会における一般化。

財政

- 継続性のある事業形態への移行を模索している。1) 利用者の拡大と提供するサービスの質のバランスのとり方が不明なこと。2) 収益事業を始めるために、法人の目的と合致し、かつ、参入可能で実効性のある事業を探している。3) 少人数での運営のため、情報の発信受信に不自由な点がある。
- 財源を市役所頼みでなく、収益事業の拡大など安定した自主財源の確保を行うこと。

ガバナンス

- 公益社団法人格の取得の是非。
- 当団体は旧社団法人からの移行組であり、公益目的支出計画が完了する年まで、毎年内閣府に事業報告書等の提出を行っている。今までの継続事業を行いつつその他事業を模索中。

行政

- 国からの補助金が単年度申請のため、事業計画や雇用が不安定なこと。
- 国の方針により多機能化・高機能化への転換に迫られている（団体で課題について取り組み中）。
- 自治体入札は現状一括入札方式で対応中。分離入札・分離発注システムを積極導入することで建築設計と設備設計のすみ分けの明確化を希望。

3. 結論

3.1. 結論と今後の展望

当調査を経て、次の結論を得た。

一般社団法人およびNPO法人は、共益か公益かという志向性や法的な制度によって、その行動には大きく異なる点がある。図7（社員の条件や資格）であるように、一般社団法人は社員の条件や資格を定めることが多いが、NPO法人はほとんどない。それは、一般社団法人がより共益的な志向を持っており、NPO法人がより公益的な志向を持っているからだといえるだろう。NPO法人の公益的な志向性は、表10（ボランティアの人数）からも、市民性や市民参加を重視していることから推察できる。このような差異性は、表4（経常収入）の内訳にも現れ、一般社団法人は会費、NPO法人は寄付金を重視する傾向がある。そして、会費は会員に対する情報公開が有効であるが、寄付金を集めるためには広く情報公開をする必要があるため、それぞれの法人格の情報公開に対する態度が異なる原因になる（表6）。もちろん、NPO法人は所轄庁制度によって、ある意味では強制的な情報公開が必要だという点は考慮しなければならない。

また、一般社団法人において、非営利型・共益型と、その他型ではその性格が異なる。その違いを端的に示したのが、表2（法人格取得年と活動開始年）である。多くの非営利型・共益型は公益法人改革前から活動している一方で、その他型の大半は公益法人改革後に設立されている。この活動歴の違いは収入の構造や多寡にも影響する（図11など）。

しかし、一般社団法人とNPO法人には共通点も多い。法人格を取得する主要な理由にそれほど違いはなく（表3）、事業活動分野も似通っている（表12）。事業内容（問27）は、それぞれの法人格が得意とするアプローチの違いだと解釈できるだろう。また、表14（災害に対する支援）が示すように、多くの一社（非営利型・共益型）が災害に対する支援活動を行っている。加えて、表15（社会ニーズに対する考え方や姿勢）では、順位の違いはあるが、「団体の自己負担で赤字になることが分かっても直接的に事業を実施した」という回答率がいずれの法人格でも高い。図25（新規事業を始める際の重視点）でも、いずれの法人格も「社会問題を解決することに資する」を最も多く選択した。

このように特徴が似ている一般社団法人とNPO法人がなぜこれまであまり連携してこなかったのか。それは、表16（他団体との関係性）が示すように、それぞれの法人格が有する他団体との関係性、つまりネットワークがあまり重複していないからであろう。NPO法人は都道府県、市区町村、NPO支援センター、NPO法人などと広く関係性を有している。一方、一般社団法人は企業、商工会、業界団体、士業などとの関係性が比較的強い。

今後、一般社団法人とNPO法人が連携していくためには、NPO支援センターがその足掛かりになるべきであろう。本来マルチセクターの協働を促す役割を持つNPO支援センターは、これまで一般社団法人との関係づくりに力を入れてこなかったであろう。社会

問題の解決や市民性の育成は NPO 法人の役割だと社会的に認識されているが、実際のところ一般社団法人もその役割を多分に担ってきた。現在、NPO 支援センターの役割が問い直されている中で、NPO 支援センターが「NPO 法人支援センター」ではなく、「NPO 支援センター」として社会的な役割を担うためには、一般社団法人との協働が不可欠になるのではないか。

なお、当調査では、一般社団法人と NPO 法人の現状の共通点と相違点を明らかにすることはできたが、個々の法人の取り組みについては明らかにできなかった。今後は、それぞれの法人が事例を積み重ね、経験を共有していく必要がある。

3.2. 参考文献

後房雄・坂本治也（2017）「日本におけるサードセクター組織の現状と課題—平成 29 年度第 4 回サードセクター調査による検討—」RIETI discussion paper 17-J-063, 経済産業研究所

兵庫県社会福祉協議会・ひょうごボランティアプラザ（2018）「ひょうご NPO データブック 2018」

ひょうご震災 20 年ボランティア活動調査検証・促進事業実行委員会（2015）「第 8 回県民ボランティア活動実態調査報告書」

非営利法人格選択に関する実態調査委員会（2015）「非営利法人格選択に関する実態調査報告書」

4. 資料 調査票

当調査は Web サイトを用いて実施した。次ページ以降の調査票は Web サイト上の実際のアンケートとは異なるが、設問は全く同一であるため、参考までに掲載する。

兵庫県内の一般社団法人と NPO 法人の実態調査アンケート

アンケートについて

- 当アンケートの目的は、一般社団法人と NPO 法人に同じ内容のアンケートに回答していただくことで、兵庫県内の一般社団法人と NPO 法人の活動実態を比較分析することです。
- 調査対象は、兵庫県内の全数の一般社団法人および NPO 法人です。
- 当アンケートは、兵庫県社団法人・NPO 法人実態調査実行委員会が実施します。当実行委員会は、認定 NPO 法人コミュニティ・サポートセンター神戸、認定 NPO 法人市民活動センター神戸、NPO 法人しゃらく、NPO 法人場とつながりの研究センター、ひょうごボランティアプラザ、坂本治也（関西大学法学部教授）、兵庫県企画県民部県民生活課、神戸市市民参画推進局市民協働課で構成されています。

ご回答について

- 当アンケートは、団体代表、役員、事務局長など団体の運営に中心的に関わる方がご回答ください。
- 特に断りのない場合、2018 年 10 月 1 日現在の状況についてご回答ください。
- ご回答は、該当する番号にチェックを入れるもの、数値を記入するもの、ご自由に記述していただくものなどがあります。「その他」に当てはまる場合は、できる限り具体的にその内容をご記入ください。
- アンケート結果は調査研究目的にのみ使用され、行政による指導などに用いることはありません。また、アンケート内容については統計的処理を行い、団体名や個人名が特定されるかたちで公表されることは絶対にありません。個人情報保護法を厳正に遵守します。
- アンケートは、**2018 年 11 月 30 日金曜日**までにご回答くださいますようお願い申し上げます。
- **当アンケートをお答えいただいた方には、後日メールで報告書（PDF）をお送りいたします。**

ご多忙の中、恐れ入りますが、ぜひともアンケートにご協力をいただければ幸いに存じます。

お問い合わせ

特定非営利活動法人しゃらく（担当：小嶋）

神戸市須磨区須磨浦通 4-4-6 須磨浦ビル 207 号室

Tel 078-735-0163 / Fax 078-735-0164 / E-mail sharaku@123kobe.com

●基礎情報

7. 会員の人数を入力してください。社員とは、一般的に正会員と呼ばれ、総会において議決権を持つ個人または団体のことを指します。また、その他の会員は賛助会員やボランティア会員など、正会員以外の会員のことです。

社員（正会員）数：

その他の会員数：

8. 社員（正会員）になるための条件や資格はありますか。

あり なし

9. 前の質問で「あり」と答えた方は、どんな条件や資格がありますか。例えば、〇〇という資格を有する、〇〇の業種に携わっている、など。

10. 法人格を取得した年と、法人格を取得する以前に組織としての活動歴があれば、その活動開始年を西暦（4桁）で入力してください。

法人格取得年：

活動開始年：

11. 一般社団法人、または NPO 法人を選択した理由について、あてはまるものをいくつでもあげてください。

法人格がほしかったから 市民性をアピールできるから

ビジネス性を強調したかったから 社会的信用が得られると考えたから

設立の手続きが簡便だから

設立にかかる費用が一般社団法人や株式会社と比べて安価だったから

社員 2 名で設立できるから 社員 10 名で設立できるから

公益法人を目指したから 認定 NPO 法人を目指したから

行政との関係を深めたいから 企業との関係を深めたいから

従来組織に問題があったから NPO 法人は政治色が強く、それを避けたいと思ったから

監督官庁もなく自由に経営ができるから 情報公開の義務がほとんどないから

行政からの要請があったから 全国団体等からの要請があったから

その他（具体的に）_____

12. どのような経緯で活動を始めましたか。該当するものをひとつだけお選びください。

- () 自発的に集まった人々によって設立された
- () 行政の勧めや要請によって設立された
- () 企業が資金や人材を提供する形で設立された
- () 先行して存在していた他団体が主導する形で設立された
- () わからない
- () その他の経緯 (具体的に) _____

●財政・ガバナンス

13. 直近の決算 (2016 年度または 2017 年度) の経常収入の実績をご記入ください (単位: 万円)。

総収入	
総収入のうちの会費	
総収入のうちの寄付金	
総収入のうちの事業収入	
総収入のうちの助成金・補助金	

14. 上記の事業収入、助成金・補助金の中で行政から得た収入の総額をご記入ください (単位: 万円)。

--

15. 直近の決算 (2016 年度または 2017 年度) の経常支出の実績をご記入ください (単位: 万円)。人件費はスタッフや職員に支払った給与や社会保険料など、事業費は個別の事業に関わる費用、管理費は事業費以外の費用としてください。

総支出	
総支出のうちの人件費	
総支出のうち事業費	
総支出のうち管理費	

16. 貴団体では、これまで寄付金を受けたことがありますか。次の中からひとつだけお選びください。

- () 毎年欠かさず受け入れている
- () 毎年ではないが、断続的に受け入れている
- () 単年度、または単発で受けたことがある
- () 受けたことはない
- () その他の経緯 (具体的に) _____

17. 定款、事業報告書、決算報告書はどのように情報公開していますか。当てはまるものをいくつでも○をつけてください。

	関係者に公開	事務所に 設置	機関紙等に 掲載	ホームページ 等に掲載	その他
定款					
事業報告書					
決算報告書					

18. 監査を行っていますか。次の中からひとつだけお選びください。

- () 内部監査 () 公認会計士による外部監査 () 税理士による外部監査
() 監査は行っていない
() その他の外部監査 (具体的に) _____

●役員・スタッフ

19. 役員の人数を記入してください。役員は常勤・非常勤を含めた理事や監事のことです。

役員数 :

役員の中の女性の人数 :

20. 有給職員の人数を教えてください。有給職員は最低賃金以上を支払っているものとします。また、常勤職員は概ね週 30 時間程度勤務されている方とします。有給職員を一切雇用していない場合は、すべて「0」を記入してください。

常勤有給職員数 :

常勤有給職員の中の女性の人数 :

非常勤有給職員 :

非常勤有給職員の中の女性の人数 :

21. 過去 3 年間で有給職員の採用をしたことがありますか。

- () あり () なし

●活動

25. 事業活動分野について当てはまるものをお選びください。複数の活動分野がある場合は、主な活動分野を3つまで選択してください。

- 福祉の増進を目的とする事業
- 学術、科学技術、芸術文化の振興を目的とする事業
- 経済活動の活性化、雇用機会の拡充を目的とする事業
- 医療・保健の向上を目的とする事業
- 教育・スポーツ振興、児童・青少年育成を目的とする事業
- 環境保全・保護を目的とする事業
- 国際交流、海外支援・協力を目的とする事業
- 人権擁護、平和推進を目的とする事業
- 地域活性化、地域振興を目的とする事業
- 災害時救援、防災を目的とする事業
- 農林水産業の振興を目的とする事業
- 安心・安全な消費生活の確保を目的とする事業
- 国土整備・保全を目的とする事業
- 他の団体・組織の支援、市民活動の促進を目的とする事業
- 構成員の利益を実現することを目的とする事業
- その他（具体的に）_____

26. 主たる活動地域をひとつだけお選びください。

- 小学校区内 中学校区内 1つの市区町村 複数の市区町村
- 1つの都道府県 複数の都道府県 国内全域 国内及び海外

27. 貴団体で最も中心的に行っている事業・活動を簡潔に記述してください。

28. 現在、次の事業を行っていますか。当てはまるものをいくつでもあげてください。

- 介護保険サービス 障害福祉サービス 保育所・幼稚園
- 指定管理 その他行政からの委託事業 その他行政からの補助事業

29. 次の災害に対する支援活動を行いましたか。当てはまるものをいくつでもあげてください。

- 2011年東日本大震災 2016年熊本地震 2018年7月西日本豪雨災害
- その他（具体的に）_____

30. 社会にとって必要と思われるニーズを行政や企業が提供していなかった場合に、貴団体はこれまでのような行動を取りましたか。当てはまるものをいくつでもあげてください。

- 団体の自己負担で赤字になることが分かっても直接的に事業を実施した
- 最低限でも採算を取れることが予測できれば直接的に事業を実施した
- 行政や企業に働きかけ、支援や補助を得た上で事業を実施した
- 行政や企業が自ら事業を行うように働きかけた
- 行政や企業が何らかの事業を行うまで情報収集した
- 特に何もしなかった

31. 貴団体が新しく事業を始めるときに最も重視する点を次からひとつだけお選びください。

- その事業が社会問題を解決することに資すること
- その事業が貴団体に収益をもたらすこと
- その事業がこれまで社会になかった新奇性があること

32. 貴団体と次にあげる他団体とは、どのような関係性ですか。当てはまるものをいくつでも○をつけてください。

	団体を設立する際に相談した	団体の運営について相談した	定期的に情報交換している(していた)	共同事業を行っている(行っていた)
国				
都道府県				
市区町村				
社会福祉協議会				
企業				
商工会				
商工会以外の業界団体				
NPO 支援センター				
貴団体以外の NPO 法人				
貴団体以外の社団法人				
任意団体 (ボランティアグループなど)				
地域団体 (自治会など)				
士業 (行政書士や税理士など)				
その他				
そのような団体はない				

33. 貴団体が抱える課題について自由に記述してください。

アンケートにご協力いただき、誠にありがとうございました。

兵庫県内の一般社団法人と NPO 法人の比較報告
兵庫県内の一般社団法人と NPO 法人の実態調査アンケート

兵庫県社団法人・NPO 法人実態調査実行委員会
2019 年 3 月発行

問い合わせ先

特定非営利活動法人しゃらく（担当：小嶋）

神戸市須磨区須磨浦通 4-4-6 須磨浦ビル 207 号室

Tel 078-735-0163 / Fax 078-735-0164 / E-mail sharaku@123kobe.com

当事業について

平成 30 年、兵庫県は成立 150 周年を迎えます。この節目にあたり、ふるさと兵庫を再認識し、新たな兵庫づくりを考える機会とするため、当該事業を実施します。



